### 21世紀政策研究所新書-67

### トランプ政権の パリ協定離脱表明後の 国際情勢とCOP23

21世紀政策研究所研究主幹 有馬 純

はじめ	はじめに
I. ト =	I. トランプ大統領のパリ協定離脱表明とその波紋
1.	トランプ大統領の離脱表明演説 8
2.	トランプ演説への内外の反応 15
3.	トランプ演説をどう見るか 25
4.	G20ハンブルクサミット 31
5.	米国はパリ協定離脱によって国際競争力を失うのか 34
6.	国際的取り組みへの影響 37
7.	米国のソフトパワー低下をもたらす恐れ 44
8.	欧州主要国の動向 46
II.	Ⅱ COP3の概要と結果

1.

議長国はフィジーでホスト国はドイツ

58

日本の課題

118

14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3.

詳細ルールの検討体制 主要な交渉グループ 化石賞 110 悪魔は細部に宿る

2018年の促進的対話 米国交渉団の状況 COP23の結果 COP23の主要な争点 二つの米国 98 85

88

61

70

63

74

ハイレベルセグメント 91 100

COP23の評価と今後の展望 112 脱石炭火力連合(Powering Past Coal Alliance) 105

128

### はじめに

政策」を上梓した。 ついての旗幟を鮮明にせず、首脳共同声明ではパリ協定に関し、以下のような両論併記 ミーナサミットであった。 たちは米国のパリ協定離脱を翻意させようと試み、そのハイライトは5月のG7タ る政権部内の意見対立があったことは右記報告の中で紹介している。 重に検討」とトーンダウンしていたからである。その背景にパリ協定残留 大統領選中、パリ協定のキャンセルを公約していたトランプ大統領は政権発足後は においては主にトランプ政権の国内エネルギー温暖化対策に焦点を当てるものとなった。 ルを標榜するトランプ政権の誕生は世界に大きな衝撃を与えるものであるが、 2017年 · 4 月 オバマ政権のエネルギー温暖化政策を否定し、 21世紀政策研究所新書において「トランプ政権のエネ しかしサミットの場においてもトランプ大統領はパ パリ協定のキャン 諸外国のリー ルギ ・離脱に り協 右記 温 オル 変に 報告 ダ 関 慎 暖 ð

的な文言となった。

http://www.21ppi.org/seminar/pdf/06.pdf http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000260041.pdf

我々は、成長と雇用の創出の観点から、エネルギー分野の変革及びクリーン・テ 力安全、核セキュリティ及び核不拡散で最高の水準を確保することを再確認する。 とにコミットする。我々は、原子力を利用することを選択した全ての国々が原子 動的な、かつ、安全な、エネルギー及び技術のための世界的な市場を確保するこ 我々は、集団的なエネルギー安全保障を強化し、開かれ、透明性があり、流

クノロジーによって提供される重要な経済的な機会を活用することを決意する。

並びに欧州理事会及び欧州委員会の議長は、伊勢志摩サミットにおいて表明され スを理解し、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本及び英国の元首及び首脳 め、これらの議題についてコンセンサスに参加する立場にない。米国のこのプロセ

米国は気候変動及びパリ協定に関する自国の政策を見直すプロセスにあるた

たとおり、パリ協定を迅速に実施するとの強固なコミットメントを再確認する。

はじめに

既にネット上ではトランプ大統領がパリ協定離脱の意思を固めたとのニュースが流れて 変動枠組条約補助機関会合の結果報告とトランプ政権発足以降の米国の動向を報告した。 下げてでもパリ協定に残留することへの期待を語った。しかし残念なことに結果は観測 で行われるスピーチを待つしかなかった。筆者はセミナーの場では、米国が目標を引き いたが、最終的な結論はその日の深夜(米国時間6月1日午後3時)にホワイトハウス 2017年6月1日の21世紀政策研究所主催のセミナーにおいて同年5月の国連気候

のであれば幸いである。 の結果について述べたものである。温暖化問題をめぐる国際情勢を理解する一助となる 及び2017年11月に開催されたCOP23(国連気候変動枠組条約第23回締約国会議) 本報告書は筆者の私見も交えつつ、トランプ大統領のパリ協定離脱表明とその波紋 報道どおりのパリ協定離脱表明となった。

### 2017年12月20日

有馬 純

(図表・写真は関連のHP等より引用した)

6

### I.

パリ協定離脱表明とその波紋トランプ大統領の

## 1. トランプ大統領の離脱表明演説

てパ 2017年6月1日、トランプ大統領は、 リ協定離脱を正式に表明した。若干長くなるが、 ホワイトハウスのローズ・ガーデンに 彼の考え方やレトリックの理解 お

助けるため、 米国の産業界、労働者、国民、納税者にとって公平な条件の下でパリ協定ある 自分はこの国の偉大な国民のために日夜戦っている。ゆえに米国と米国市民を守る しいことだし、できなければ、それでもかまわな 始するのであり、公平な取引ができるかどうかを見極める。それができれば素晴ら 全く新しい取引に再加入するための交渉を開始する。我々は離脱するが、 という確固たる義務を遂行するため、米国はパリ協定から離脱する。しか その内容を以下に詳細に紹介する。 交渉 し米国、 を開 いは

本日をもって米国は非拘束的なパリ協定、及びパリ協定が米国に課してい 財政的、 経済的負担の実施を全てとりやめる。これはNDC(国別貢献 る厳 削 減目 し

<sup>3</sup> https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/06/01/statement-president-trump-paris-climate-accord



ホワイトハウスでパリ協定離脱表明を行うトランプ大統領

行えば、2025年までに米国で270万人の パリ協定を遵守し、煩雑なエネルギー規制を National Economic Research Associates (Z 7000ドルの所得喪失につながる。自分は P損失、650万人の雇用喪失、 然ガスで31%の生産減が生じ、3兆ドルのGD によれば、前政権の導入したコミットメント これは我々が欲するところではない。 ERA:米国経済研究協会)の試算によれば を実施すれば、2040年までに紙で12%、 雇用が失われ、製造業の雇用も44万人減る。 メントで3%、鉄鋼で38%、石炭で86%、 1家計当たり 同試算 天 セ

環境保護には熱心だが、 りたい放題なのに、我々はそうではない。インドの目標は先進国から数十億ドル えばパリ協定下で中国は今後13年もの間、 米国を罰するような協定を支持することはできない。 排出増が許される。中国は13 年間、 ゃ

定では米国のクリーンコールの開発は事実上、ブロックされる。中国は数百もの石 結局のところ、パリ協定は米国にとって最大級に不公平な協定である。更にパリ協 もの多額な支援を受けることを条件としている。

炭火力発電所を作ることが許されているのに、米国はそれができない。インドも

2020年までに石炭生産の倍増が許されている。

・この協定は気候に関するものではなく、他国が米国に対して有利になるためもので ある。他国は米国がパリ協定に署名した際に拍手し、熱狂したが、それはパリ協定

残留を望む理由は、そうすれば米国が自らもたらした経済的打撃に苦しみ続けるか が我々の愛する米国に非常な経済的不利をもたらすからだ。彼らが米国のパリ協定

米国は地球上で最も豊かで数百万人の米国の貧しい労働者を貧困から引き上げるの

ら他国への巨大な富の移転である。1%成長であれば再生可能エネルギーで国内需 資源を事実上封印することになり、莫大な富を奪うことになる。この協定は米国か に十分なエネルギー資源を有している。しかしパリ協定の下では我々はエネルギー

要を賄うことが可能だが、3~4%成長の下では米国で利用可能な全てのエネルギ

源を動員せねばならない。

- けである。米国が数十億ドルの費用、雇用喪失、工場閉鎖、エネルギーコスト上昇 パリ協定が完全に実施されても、2100年までに温度上昇を0・2度食い止めるだ
- 今朝のウオールストリートジャーナルが論じているようにパリ協定離脱は米国の経 するのだ。 環境にやさしいが、ビジネスや雇用を犠牲にすることはしない。我々は急速に成長 済的利益であり、気候には影響はない。トランプ政権の下で、米国は最もクリーン を経て2030年に排出削減をしても中国の14日分の排出で帳消しになってしまう。 で環境にやさしい国であり続ける。最もクリーンな空気と水を持ち続ける。我々は
- 我々は民主的なリーダーと共に、米国及び米国の労働者に公平な条件の下でパリ協
  - 11

我々は交渉のテーブルにつき、ディールに戻る。良いディールをし、工場閉鎖も雇 渉する。自分とやっていくつもりがあるならば、妨害者であることをやめるべきだ。 定復帰を交渉する、あるいは我が国及び納税者を守る新たなディール(取引)を交

パリ協定は米国の犠牲によって富を得ようとしている外国資本やグローバルな活動 家の称賛を得るために米国にハンディキャップを課す。それは米国第一ではない。

用喪失も起こさない。それまでは我々はパリ協定の外にいる。

- 米国にパリ協定残留を求める国々は、貿易慣行や軍事同盟への不十分な貢献を通じ 自分は常に米国第一を目指す。
- ピッツバーグの市民を代表して選出されたのであり、パリではない。 欲している。これ以上、他国の指導者や他国に我々のことを笑わせない。自分は 他国は米国のことを笑い始めたのか?(我々は市民、納税者のために公平な扱いを て米国に数兆ドルのコストをもたらしている。いつ米国は貶められたのか?(いつ)
- ・パリ協定は厳しいエネルギー制約を課することに加え、先進国から途上国に 1000億ドルの支払いを求める緑の気候基金を通じて米国の富を他国に再配分す

警察官を雇えず、インフラ整備もできず、数百万の人々が失業している。しかしパ どこに使われるか誰も知らない。世界最大の排出国は緑の気候基金で何ら義務を 高官は年間1000億ドルを「取るに足らない額」と評した。緑の気候基金の事務 前に起きたことだが、良くないことだ。2015年に気候変動枠組条約事務局の元 ドルの中にはテロへの戦いの予算を回したものも含まれる。これは自分が就任する 候基金は米国に数百億ドルの資金拠出を強いることになる。米国が既に払った10億 ることになる。我々は数十億ドルのお金を払うことになる。米国は他国よりも先行 リ協定の下では米国で投資すべき数十億ドルのお金が我々の工場や雇用を奪ってい 負っていない。米国は20兆ドルの財政赤字を抱えており、資金不足に苦しむ都市は 局長は2020年には年間4500億ドルだと見積もっている。しかもそのお金が してお金を払っている、他国は払っておらず、1セントも払わないだろう。緑の気

更にパリ協定には深刻な法律上、憲法上の問題がある。欧州、アジア、世界の指導 者は米国民及び選挙によって選ばれた代表者以上に米国経済についてとやかく言う る国々に流れるのだ。

13

べきではない。パリ協定からの離脱は米国の主権を改めて主張するものだ。

米国の潤沢なエネルギー資源への制約除去を強力に推し進め始めた中でパリ協定に

点にすぎず、 残留することは深刻な障害になる。かつては国際協定が米国の国内経済問題への取 協定は今後、 りよいディールを交渉しない限り、これが我々の直面する新たな現実である。パリ り組みを阻害することなど考えられなかった。しかし我々が協定を離脱するか、 、到達点ではない。協定離脱は将来の主権侵害や法的責任から米国を守 更に野心のレベルを高めるので、リスクも拡大する。パリ協定は出発 ょ

大統領として自分は米国民に責任を負っている。パリ協定は我々の経済、 権を弱めるものであり、受け入れがたい法的リスクをもたらし、他国に対して不利 な立場に置く。パリ協定を離脱し、環境、企業、市民、国を守る新たなディールを 雇用、 主

るものである。パリ協定に残留すると巨大な法的リスクを負う。

パリの前にヤングスタウン、オハイオ、デトロイト、ミシガン、ピッツバーグ、 ンシルベニアを優先すべき時期である。米国を再び偉大にするべき時である。

追求すべき時である。

### 2. トランプ演説への内外の反応

予想されたことであるが、トランプ大統領の離脱演説には国内外から即座に多くの反

応があった。

all share the same responsibility to make our planet great again」と英語で締めくくっ 領はテレビ演説において「気候変動についてプランBは存在しない。地球はかけがえが ないからだ」と言い、トランプ大統領の「Make America great again」を皮肉って「We きないものと確信している」との声明を発表している。これとは別途、マクロン仏大統 二伊首相は「パリ協定のモメンタムを逆行させることはできない。パリ協定は再交渉で トランプ大統領の演説の直後、メルケル独首相、マクロン仏大統領、ジェンティロー

らしていたが、今回のトランプ大統領の表明については「大変残念だ。パリ協定は国際 「ドイツが他者に完全に依存できた時代は終わった」と述べ、米欧関係の変質に警鐘を鳴 メルケル独首相はG7サミットでトランプ大統領の説得に奏功しなかったことを受け、

社会が共に協力していくための主柱の一つだ」と述べた。

たが、トランプ大統領からパリ協定離脱について電話連絡を受け、失望の意を伝え、 英国のメイ首相はメルケル、マクロン、ジェンティローニ共同声明には参加しなかっ

国はパリ協定にコミットし続けると述べた。 |嶼国マーシャル諸島のハイネ大統領は「今回の決定は失望させるだけでは

我々のように気候変動の最前線に生きる者に深刻な懸念を感じさせるものだ。米国の友 人、盟友として我々は米国のグローバルなリーダーシップの重要性を信じてきた」と述

の違いから、当初予想されていた気候変動に関するEU・中国共同声明発出には至らな 鉄鋼生産、貿易・投資関係、中国の「市場経済国」としての認知等をめぐる双方の意見 克強首相は、ユンケル欧州委員会委員長と共にパリ協定へコミットを表明した。中国の 領の離脱表明の翌日、EU・中国経済サミット出席のためブラッセルを訪問していた李 た5月初めに「パリ協定を守る」と発言して国際的な株を上げていたが、トランプ大統 中国の習近平国家主席はトランプ大統領のパリ協定離脱の可能性が現実味を帯びてい

かったが、 気候変動分野におけるEU・中国の急接近が予想される。

代にMEF(Major Economies Forum)を主催し、国連の温暖化交渉とは別途、 類似のイニシアティブをとるとは考えられないため、EUと中国が音頭をとり、201 カ国程度の実質的な議論の場を提供してきた。パリ協定離脱を表明したトランプ政権が はブッシュ(ジュニア) 政権時代にMEM (Major Economies Meeting)、オバマ政権時 た気候行動閣僚会議(MOCA:Ministerial Meeting Of Climate Action)である。 EU・中国連携の一つの表れが2017年9月にカナダのモントリオールで開催され 主 要 17 米国

応は二極化している。 当然ながらオバマ政権関係者、 民主党からは以下のような最大限の非難が寄せられた。

する一握りの国

5年のトルドー政権発足以降、環境重視を強めているカナダがホストする形でMOCA このように国際社会の反応は押しなべて失望と批判の大合唱であったが、米国内の反 バラク・オバマ前大統領:米国政府がリーダーシップを発揮せず、パリ協定を否定 (ニカラグア、イラク)に与するとしても、米国の都市、 州、ビジ 17 I.

が開催されたわけである。

ネスが取り組みを強化し、将来世代のため、たった一つの地球を守ることを確信し

- ジョン・ケリー前国務長官 : America first を約束した大統領が、 問題に他国が背を向けることをもたらす、前例のない米国のリーダーシップ喪失で る自己破壊的な挙に出た。これは我々の影響力、雇用を損ない、 我が国を last にす 人類の最も深刻な
- チャック・シューマー民主党上院院内総務:将来世代はトランプ大統領の決定を21 優位と経済的優位を中国等に譲り、地球の将来を危険にさらしても全く意に介さな 世紀で最悪の政策決定として振り返ることになるだろう。トランプ大統領が道徳的

いことが明らかになった。

の方針にかかわらず、自分たちはパリ協定の下で排出削減に取り組むとのポジションを ニューヨーク等の市長は、それぞれトランプ大統領のパリ協定離脱を非難し、 ニューヨーク、カリフォルニア、ワシントン、マサチューセッツの州知事やボストン、 連邦政府

にパリ協定のガイドラインに従うことを約束する」とツイートした。 数であり、ビル・ペドゥート市長は「ピッツバーグ市長として市民、経済、将来のため はない」と言ったが、皮肉なことにピッツバーグ市ではヒラリー・クリントン支持が多 ンプ大統領は演説の中で「自分を選んだのはピッツバーグの市民であり、パリの市民で L(敵前逃亡)しているが、カリフォルニアは戦線にとどまって戦う」と述べた。トラ んだ。カリフォルニアはこの見当違いの正気でない方針に抵抗する。トランプはAWO 表明した。カリフォルニア州のジェリー・ブラウン知事は「トランプは間違った道を選

米国のビジネス界からも多くのコメントが発出された。

マーク・ザッカーバーグ・フェイスブックCEO:パリ協定離脱は環境、経済、子 変動は止められない。手遅れになる前に共に行動せねばならない。 ルギー100%をコミットしている。グローバルコミュニティで取り組まねば気候 供たちの将来にとって間違っている。我々の新たなデータセンターは再生可能エネ

ティム・クック・アップルCEO:パリ協定離脱は地球にとって誤った決断だ。

アップルは気候変動と戦い、決して迷わない。

- ・ジェフ・イメルト・GE会長/CEO:パリ協定離脱表明には失望した。 は現実の問題であり、産業界は政府に頼らず、自らがリードしなければならな
- イーロン・マスク・テスラCEO:自分は大統領の経済諮問会議から抜ける。気候 変動は現実の問題であり、パリ協定からの離脱はアメリカにとっても世界にとって

関するリーダーシップと経済的優位性を中国、インドに譲るものだ」というものだろう。 牲にする。トランプ大統領は我が国を世界の舞台から孤立させ、クリーンエネルギーに 世代はトランプ大統領の今回の決定を、過去のどの大統領と比較しても最も無知で危険 した今回の決定は米国を傷つけ、我々の生活、雇用、世界のリーダーとしての地位を犠 なものとして記憶することになるだろう。米国の国民と科学コミュニティの多数を無視 環境NGOの反応は言うに及ばない。典型的なものはシエラ・クラブの「米国の将来

他方、共和党や石炭業界からはパリ協定離脱を歓迎するコメントが出された。

・ミッチ・マッコネル共和党上院院内総務:オバマ大統領は高コストで法的根拠の乏 しいクリーンパワープランに基づき、パリ協定のコミットメントを行った。この実

ネルギーコストの上昇や雇用喪失から守るとのコミットメントを再確認した。オバ 現不可能な目標から離脱することにより、トランプ大統領は中産階級と労働者をエ

用を左翼イデオロギーよりも優先したのであり、称賛されるべきである。 てあらゆる手段で戦うことを明確にした。本日のトランプ大統領の決定は家庭と雇 マ大統領が実現不可能な目標をコミットした際、我々は、この一方的な行動に対し

激派よりも働く米国人に重点を置いていることを証明するものだ。

• ジェームス・インホフ上院議員 (オクラホマ):大統領の決定は、この政権が環境過

- •シェリー・ムーア・カピート上院議員 (ウェスト・バージニア):トランプ大統領の パリ協定離脱は米国経済やウェスト・バージニアの労働者にとって正しい決断だ。
- テッド・クルーズ上院議員 (テキサス):米国の雇用第一という決断を賞する。テキ ウェスト・バージニアはオバマ政権の反石炭アジェンダにずっと苦しんできた。

の経済や勤労者にとって良いニュースだ。

シップと選挙公約実現を称賛する。パリ協定からの完全な離脱はトランプ大統領 ロバート・マレー・マレーエナジーCEO (石炭企業):トランプ大統領の IJ ダ

ポール・ベイリー・米国クリーンコール電力連合会長:前政権は世界でも最も い目標をコミットしているが、 他の国ははるかに不十分な対応しかしてい な 厳 オ

エネルギーアジェンダの要諦である。

源 への依存度を増大させていたであろう。

マ目標は規制

を強化し、エネルギーコストを引き上げ、

信頼できないエネ

ル

ギ

米 .国の主要メディアの社説の多くはパリ協定離脱を厳しく批判する論調であ ij その

果について計算可能なのは将来世代だけだ。海面上昇や旱魃に苦しむのは彼らなの 代表的なものが「気候変動に対するトランプ大統領の非常に近視眼的なアプローチ .盟国を失望させ、米国ビジネス界の多くの要望を裏切り、 しかし、今の段階で明確なのは、トランプ大統領のパリ協定離脱という政策は 米国の競争力と重要産業 の結 米 だ

https://www.nytimes.com/2017/06/01/opinion/trump-paris-climate-changeagreement.html

https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/editorial-boards-praisepresident-trumps-paris-decision/

の雇用創出を脅かし、米国に残されたグローバルな重要事項のリーダーシップを失った

世界のグリーンエリートよりも米国の経済的利益を重視しているとして、離脱して良 Exit from the Paris Accord)」という社説であろう。 頃まで排出量を増大でき、OECDは達成不能な目標を出している」と論じている。 リにお別れを言う(Trump Bids Paris Adieu)」と題する社説の中で「トランプ大統領が スのホームページに載せている。例えばウオールストリートジャーナルは「トランプ、パ ことだ」というニューヨークタイムズの「パリ協定からの恥ずべき離脱 (Our Disgraceful ホワイトハウスはこれに対抗してパリ協定離脱を支持する社説を集めてホワイトハウ

:共同で6月2日から4日にかけて成人527名に行った世論調査を見ると、28%がパ リ協定離脱に対する米国世論の反応はどうか。ワシントンポストとABCニュース

が

- - Ι. トランプ大統領のパリ協定離脱表明とその波紋 23

脱反対、 響があると考える人(32%)の方が高いことは興味深い。APとシカゴ大学が共同で6 1) 55%がマイナスの影響があると答えている。パリ協定離脱に賛成している人(28%)よ 響については11%がプラス、51%がマイナス、米国経済への影響については32%がプラ も明確に現れていることがわかる。 調査に答えた人の33%が共和党支持、 40%が米国経済に中立的との見方であるのに対し、気候変動を信じている人の63% 気候変動を信じていない 月8~11日に行った世論調査をみると、29%が離脱を支持、 ス、42%がマイナス、世界における米国のリーダーシップについては18 影響については39%がプラス、47%がマイナス、気候変動に対する国際的 定離脱に賛成、 パリ協定離脱が雇用にプラスの影響があると考える人(39%)、経済にプラスの影 民主党支持者の78%が米国経済に悪影響があると考えている 59%が反対という結果が出てい 人の65%が離脱賛成、 46%が民主党支持)。米国の二極化現象がここで 共和党支持者の3%が米国経済にプラス、 る。 /۱ リ協定離脱 43%が離脱に反対であ の米国の (なお、 %がプラス、 な努力へ この世論 雇用 が離 の影

. の

http://www.apnorc.org/PDFs/June%20AP%20Poll Paris%20Agreement/June %202017%20Poll%20Fact%20Sheets climate.pdf

### 3. トランプ演説をどう見るか

実」という報道が流れたときもトランプ大統領の土壇場のサプライズに一縷の望みをつ ある。 シュ(ジュニア)大統領の京都議定書離脱も経験したが、ショックの度合いはあの時よ という情報は、 大統領の方である。しかしパリ協定は京都議定書とは全く異なる全員参加型の枠組みで 分論の枠組みであり、上院批准の可能性は皆無だった。ブッシュ大統領は離脱すべくし りも大きい。上院の批准を要する京都議定書は中国等の途上国が何の義務も負わない二 リ協定から離脱するというトランプ大統領の演説は残念でならなかった。筆者はブッ て残留」ということになるのではないかと思っていた。それだけに「いよいよ離脱が確 て離脱したと言えるし、批判されるべきは批准可能性ゼロの議定書に署名したゴア前副 筆者自身が温暖化交渉に長年関与してきただけに、大変な苦労を経て出来上がったパ しかも目標値は法的義務ではない。正直言って、筆者は「米国は離脱しそうだ」 国際社会の期待値を下げるための煙幕であり、最後は「目標を切り下げ

ないでいたのである。

大な資金拠出を強いるという点、第3にパリ協定が米国の国内政策遂行に法的リスクを に悪影響を与え、 トランプ大統領の演説で繰り返し強調されたのは第1にパリ協定が米国の経済、 、他国に対する国富の移転を生むという点、第2にパリ協定が米国に膨 雇用

もたらすという点である。

資金拠出を拒否することは途上国の反発を招くとはいえ、可能である。更にパリ協定に 残留しているとクリーンパワープラン撤回を含む国内対策の実施の法的リスクが高まる 緑の気候基金への拠出もパリ協定上の義務ではない。米国がパリ協定にとどまりつつ、 長官のロジックを踏襲したものであるが、これはパリ協定の正しい解釈ではない。また 米国の目標を見直せばよい話である。トランプ大統領の演説は「パリ協定では各国目標 中国やインドが楽な目標、条件付きの目標を掲げているのが不公平だというのであ の下方修正が認められない」というバノン首席戦略官、プルイットEPA (環境保護庁) の下でオバマ政権がプレッジした目標値であり、パリ協定の枠組みそのものではな かし、 米国の経済、雇用に悪影響を及ぼす可能性があるとすれば、それはパリ協定

またパリ協定は各国の国内政策を縛るものではなく、パリ協定に参加していることを根 クリーンパワープラン撤回を含む国内対策と整合的な目標に見直せば足りる話である。 という議論も、バノン首席戦略官、プルイットEPA長官が主張してきた論点であるが、

拠にクリーンパワープランの撤回が訴訟対象になることは考えられない。

うことであろう。「米国第一」が前面に出たトランプ大統領、プルイットEPA長官のス 明した最大の理由は、「パリ協定離脱という公約を守る」ということを最も重視したとい かだ。この頃、ロシアゲート事件その他でトランプ大統領の支持率は低迷しており、コ ピーチ内容を見れば、これが国内のトランプ支持層を相手にしたものであることは明ら アの支持層に対して「公約を守る大統領」という姿を示すことが不可欠だったという見 しなくても対応可能なものであった。にもかかわらず、トランプ大統領が「離脱」を表 即ち、トランプ大統領が離脱の理由としてあげた論点は、いずれもパリ協定から離脱

I. トランプ大統領のパリ協定離脱表明とその》

27

黒字等が米国で問題視されてきた。その矢先に「他国が米国にパリ協定残留を求めるの りであった。加えてサミット前から欧州諸国のNATO軍への防衛負担、ドイツの対米 がって世界第2位の排出国である米国がパリ協定から離脱し、温暖化防止努力を放棄す 全く感じられなかった。トランプ演説を聴いていて強く感じたのが、ある種の陰謀 イツ、フランス、イタリアをはじめ、各国が米国のパリ協定残留を強く働きかけたばか と外交的配慮に欠けるものだと思った。その前の週のG7タオルミーナサミットではド を射ている部分もあるのだが、それでも右記の言い方は超大国のリーダーとしての品格 れば、米国はその分のコスト負担を免れ、フリーライダーになる。だからこそ諸外国も ある温室効果ガス削減のための負担をどう分担するかという経済問題でもある。した き続けることができるから」等はその典型である。地球温暖化問題は地球全体の便益で な考え方である。「米国にパリ協定残留を求める国は、そうすれば米国を不利な状況に置 「の残留を強く働きかけることになる。 したがってトランプ大統領のロジックも本質 トランプ大統領の演説には、米国の残留を求めてきた国際社会に対する配 

は米国を不利な状況に置き続けたいからだ」、「米国にパリ協定残留を求める国々は、貿

易慣行や軍事同盟への不十分な貢献を通じて米国に膨大なコストをもたらしている」、

う少し、ものの言い方があったのではないかと思えてならない。大統領のスピーチライ 州諸国、特にドイツの神経を逆なですることは間違いない。離脱を表明するにせよ、も 「これ以上、他国の指導者や他国に我々のことを笑わせることはしない」等といえば、 欧

務めていたブライトバートに通ずるものを感じる。

パリ協定あるいは全く新しい取引に再加入するための交渉を開始する」という部分であ 最も議論を呼ぶのが、「米国はパリ協定から離脱する。米国にとって公平な条件の下で

ろう。単に離脱ではなく、「交渉して再加入」という文言を入れたことにより、残留派に く合意されたガラス細工のようなものであり、何かを動かそうとすれば全体が崩れてし もほんの少し配慮したということかもしれない。 -かし一体何を「交渉」するのであろうか。パリ協定は4年に及ぶ交渉を経てようや

ターが誰であったのかは知る由もないが、そのトーンはバノン首席戦略官や彼が会長を

が批准した歴史的条約であり、 まう。したがって米国がパリ協定の再交渉、あるいは新たな枠組みの構築を提案したと の声明を出している。 た国連気候変動枠組条約事務局は「パリ協定は195カ国が署名し、146カ国とEU タリアの首脳は直ちに「パリ協定の再交渉は不可」という共同声明を発表している。ま しても、それに応ずる国があるとは思えない。既に述べたようにドイツ、フランス、イ 一締約国の要請によって再交渉することはできない」と

のエリオット・ディリンジャー副所長は可能性のあるオプションとして、選挙公約どお 温暖化政策に知見の深い米国のC2ES(Center for Climate and Energy Solutions)

である。これらの問題は目標を見直せば解決する。 のは、オバマ目標が経済・雇用に与える影響であり、中国等との努力レベルの不公平性 唆している。前述のようにトランプ大統領がパリ協定離脱の大きな理由として列挙した これを「米国にとってより良いディール」と称して「再加入」するというシナリオを示 りパリ協定離脱を表明し、コアな支持者を満足させ、オバマ目標を下方修正した上で、 もちろん、目標の見直しを「交渉」と呼ぶことはパリ協定の正しい解釈ではない。パ

とってパリ協定の厳密な解釈は関心の外であろう。目標見直しのためにパリ協定離脱が 協定を再交渉しなくても目標の見直しは可能だからである。しかしトランプ大統領に リ協定では各国がボトムアップで出す目標はいかなる意味でも交渉対象ではなく、パリ

う「離脱→再加入」を可能にする唯一のオプションのように思われる。 の結果、よりフェアな目標にした」と称して復帰するというのは、トランプ大統領の言

不要であるとしても、離脱を高らかに宣言し、目標見直しは交渉不要であっても、「交渉

### 4. G20ハンブルクサミット

うトーンになっていたが、今回は米国のポジションが決まっている。こうした中でパリ ブルクで開催されたG20サミットであった。 [はじめに]で述べたように5月のG7タオ ルミーナサミットでは米国の態度がまだ決まっていなかったので、その結果を待つとい トランプ大統領のパリ協定離脱表明後、最初の首脳レベル会合は7月7~8日にハン

協定に関する表現がどうなるかが注目された。議長となったメルケル独首相は、パリ協

31

I. トランプ大統領のパリ協定離脱表明とその波

基づいて前に進むというメッセージを出すことに腐心したはずであり、 関し、 「米国対それ以外」という構図を作り、 米国がどうあれ国際社会はパ それは以下の共 リ協

### (G20サミット首脳声明 気候変動部分)

同声明に反映されている。

に連携するよう努める旨表明する。 とるとの強いコミットメントを確認する。米国は、その他の国の自国が決定する貢献 を支え、 自国が決定する貢献の実施を直ちに停止する予定である旨を発表し、 |々による化石燃料へのよりクリーンで効率的なアクセス及び利用並びに再生可能エ ルギー及びその他のクリーンエネルギー源の普及を支援すべくこれらの国々と緊密 おけるエネルギーへのアクセス及びエネルギー安全保障の重要性に鑑み、 我 !々は、パリ協定から脱退するとの米国の決定に留意する。 エネルギー安全保障上のニーズを改善しつつ、排出を低減するアプロ 米国 ば また、 同国 これらの 経済 が現 I チ 在

その他のG20構成国の首脳は、パリ協定が不可逆的である旨表明する。我々は、 ۱۴

ミットメントを達成することの重要性を再確認し、OECD報告書「気候への投資、 政資源を含む実施手段の提供についての先進国による国連気候変動枠組条約上のコ リでの結果に沿って緩和及び適応のための行動に関し開発途上国を支援するための財

添に示されているG2ハンブルク成長のための気候及びエネルギー行動計画に合意す の能力の原則を踏まえ同協定の完全な実施に向けて迅速に進み、この目標のため、別 再確認し、各国の異なる状況に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国

成長への投資」に留意する。我々は、パリ協定に対する我々の強いコミットメントを

米国に関するパラグラフは事実上、米国自身がドラフトしたものと考えてよいだろう。

そこに色濃く反映されているのは経済成長、エネルギー安全保障と温暖化防止のバラン スと途上国のエネルギーアクセス、クリーンエネルギー普及への支援を重視する考え方

近いと言えよう。それだけにパリ協定離脱表明によりマイナスイメージがついたトラン

である。これは正論であり、パリ協定離脱という点を除けば、日本の産業界の考え方と 33 Ι.

プ政権がこの点を強調することにより、正論の部分までが色眼鏡で見られてしまうのは

# 5. 米国はパリ協定離脱によって国際競争力を失うのか

退させ、集団的な義務に対する米国のコミットメントに関する同盟国の信頼を著しく損 なうものである。歴史はトランプ大統領を厳しく裁くだろう」と評している。 ルギー市場における米国の競争力を減じ、グローバルな課題における米国の競争力を減 パリ協定離脱や予算教書は科学を否定するものであり、数兆ドルにのぼるクリーンエネ く批判してきた。例えばアーネスト・モニーツ前エネルギー長官は「トランプ大統領の 関連のシンクタンク、NGO等は「米国産業の競争力を失わせる自殺行為である」と強 令や、6月初めのパリ協定離脱表明のたびに米国の主要メディア、民主党関係者、環境 トランプ大統領の2017年3月末のエネルギー独立・経済成長推進のための大統領

筆者はトランプ大統領のパリ協定離脱表明を非常に残念に思っている。モニーツ前長

官が言うように米国の国際的な地位に与える悪影響は非常に大きい。他方、「トランプ大 統領の施策は米国経済に悪影響をもたらす」という議論については、「本当なのか?」と

国内エネルギー生産の拡大と低廉なエネルギーコストを目指すものであり、温暖化とい トランプ大統領の施策は基本的に国内エネルギー源のポテンシャルを最大限活用し、

うが変わらない。パリ協定に残留したとしてもトランプ政権の国内政策は変わらないし、 プ政権の姿勢は国内政策に反映されているのであり、パリ協定に残留しようが離脱しよ う外部不経済を内部化するためのコスト負担に背を向けるものである。こうしたトラン

温暖化コスト負担に背を向けるということは、エネルギーコストの低下を意味する。

目標を下方修正することは確実だったからである。

更にトランプ政権の下で大幅な法人税の引き下げが実現する見込みである。これはマク 口経済的に見れば、米国の経済成長にプラスに働き、国際競争力を改善させることを意

味する。現にドイツ自動車連盟はトランプ大統領のパリ協定離脱を受け、「国際競争力を

維持するため、欧州はより費用効率的で経済的に実行可能な温暖化対策を講ずることが

35 I. トランプ大統領のパリ協定離脱表明とその

にとっては好都合なはずで、このような声明を出す必要はないだろう。 いる。トランプ政権の施策が米国産業界の競争力を損なうのみであれば、 不可避である。競争力の維持は温暖化防止の必要条件であるという点はしばしば見過ご ドイツの電力、エネルギー価格は既に米国よりも相当高い」との声明を出 欧州の産業界

を享受できる。ドイツが行っていた高コストの再生可能エネルギー固定価格買取制度 らず、引き続きそうした財、技術の開発を進めるだろう。海外の巨大なビジネス機会を とらえつつ、国内では法人税減税を含むプロ成長の政策環境、エネルギーコストの低下 ん拡大するのであれば、グローバル展開をしている米国企業は連邦政府の施策にかかわ いる。温暖化防止に熱心な市や州、更に世界市場で低炭素製品、技術への需要がどんど も多くの州政府、市当局、グローバル企業が温暖化防止にコミットしている」と言って しこうした議論を展開する論者は必ず「トランプ政権がどんな後ろ向きな政策をとって は米国企業がビジネス機会をとらえることを阻害する」という反論があるだろう。しか 「世界は低炭素社会に向かっており、巨大な市場が生まれつつある。温暖化対策の後退

(FIT)の最大の受益者は中国の太陽光パネル産業であったように、米国産業が厳しい

温暖化対策を講ずる国において同様のビジネス機会を享受する可能性は十分あり、米国 ストレーションに起因するものとして理解できるが、現実は必ずしも「自業自得」にな 暖化政策やパリ協定離脱で米国の産業競争力が損なわれる」という議論は米国へのフラ は文字どおりフリーライダーの便益を得るわけである。このように「トランプ政権の温

#### 6. 国際的取り組みへの影響

らないことも留意しておかねばならない。

どのような影響をもたらすであろうか。 トランプ政権の施策はパリ協定に基づく温室効果ガス削減に向けた国際的取り組みに

あり得ない。G20ではパリ協定が不可逆的(irreversible)であることが確認され、トラ ンプ大統領のいう「再交渉」に応ずる国があるとは思われない。現在、進行中の詳細ル もちろん、トランプ政権のパリ協定離脱表明によってパリ協定体制が崩壊することは

ル交渉がいずれは合意され、目標の策定、提出、報告、レビュー、目標見直しという

プロセスは始動するだろう。また各国とも温暖化防止に取り組むとの姿勢は堅持すると

年以降も続く場合、現在の米国の政策が継続されることを意味し、他国の目標提出にか 係にある国々にとっても大きな事情変更となる。パリ協定では各締約国が2020年ま である米国が巨大なフリーライダーになることの影響は大きい。特に米国と貿易競合関 化防止のコストはローカルという性格を持つ温暖化問題において、世界第2位の排出国 下げ、マクロ経済を浮揚させる効果がある。温暖化防止のメリットはグローバル、温暖 防止コストを負わないことは、良し悪しは別として短期的にはエネルギーコストを引き 温暖化防止のためのコスト負担に背を向ける彼の国内施策である。前述のように温暖化 でにNDC である。トランプ大統領のパリ協定離脱はシンボリックな意味は大きいが、重要なのは かしパリ協定は例えれば「器」にすぎない。重要なのはその下で各国が何をやるか (国別貢献)を提出することが求められている。仮に共和党政権が2021

例えばEUは産業用電力料金で米国の2倍以上、ガス料金で米国の6倍以上とエネル

かわる判断を難しくすることになろう。

明後、EUとして目標を積み上げるつもりがあるかと問われ、欧州委員会は「米国の穴 ばEU域内の製造拠点が米国に移転する可能性もある。ましてやトランプ政権は低コス と明言している。2030年マイナス40%でさえ侃々諤々の議論の末、ようやくまと を埋めるためにEUの目標を引き上げたり、資金拠出を増額することは考えていない」 エネルギーコストの低下を目指す一方で、EUが更なる高コストを負担することになれ 目標を合意するに当たっても国際競争力への影響が大きな論点になった。米国が更なる ギーコストで米国に大きく差をつけられている。2030年マイナス40%という現在の トを武器に米国内への製造拠点の誘致を狙っているのである。トランプ大統領の離脱表

世界最大の排出国、中国はどうか。2017年1月のダボス会議で習近平国家主席は

である。 から離脱し、 意は容易ではない。EUの中で目標の引き上げに向けた議論を先導してきた英国はEU まったものである。更に引き上げるとなれば、各国が様々な事情を抱える中での域内合

温暖化対策に慎重なポーランドの相対的発言力が高まる可能性があるから

- 気候変動に取り組むことは将来世代への我々の責任であり、米国は歴史的なパリ合意

げればよいということにはならない。米国の動向を横目で注視しながらということにな 中で、最大の排出国である中国に対して期待値が高まることは驚くにあたらず、早速E 化したり、米国のエネルギーコストが更に低下していけば、中国も目標値を単に引き上 ある。しかし、対中国の貿易赤字を槍玉にあげるトランプ政権の下、米中通商摩擦が激 ウトという楽に達成できる目標を出しているので、格好いいことを言いやすい立場にも T等を利用して拡大してきた中国の太陽光パネル産業は世界で高いシェアを確保し、次 緊の課題であり、これによって温暖化対策上の効果も期待できる。加えてドイツのFI 出するには絶好の機会ともいえる。また深刻化する大気汚染への対応は中国にとって喫 南シナ海での拡張主義的な行動が近隣国の顰蹙を買っている中で、「責任ある大国」を演 Uは中国に擦り寄っており、「中国こそが温暖化防止のリーダー」と持ち上げる声もある。 にとどまるべきである」と述べ、会場の喝采を浴びた。米国がパリ協定離脱を表明する は電気自動車で世界市場を狙いたいと考えている。中国はもともと2030年ピークア インド等の途上国は米国が温暖化防止のための資金拠出を停止することを強く批判す

に、パリ協定の詳細ルール交渉において途上国への特別な配慮を強く主張する可能性も なったという議論を展開する可能性は十分にある。また先進国からの支援の減額を理由 るだろう。だからといって他の先進国が米国のコミット分の残額20億ドルを払うとも思 緑の気候基金は2020年までに動員するとされる1000億ドルの一部にす 先進国による資金約束の不履行をもって途上国の約束草案の実施が難しく

課するべきという議論が生ずる可能性もある。かつてサルコジ元仏大統領は「米国がパ にCOP23の場でマクロン仏大統領も、炭素関税の可能性を示唆している。 リ協定から離脱したら米国製品に炭素関税を課するべきだ」と発言した。後述するよう イダーになる事態を防ぎ、その他の国が温暖化防止に取り組むためにも国境調整措置を トランプ政権のパリ協定離脱により、米欧の溝が深まっている中で、米国がフリーラ

・レトリックの自己否定を意味する。温暖化対策が経済や競争力にメリットをもたらす これは皮肉なことに「厳しい温暖化対策はビジネスにプラスだ」という環境保護論者 温暖化対策をとらない米国は「自滅」するはずであり、わざわざ関税を課す等

の貿易措置を講ずる必要はないからだ。こうした根源的な疑問以外にも炭素関税の実現

可能性については種々の問題がある。

るということだ。温室効果ガスが増大している国に関税を課さず、減少している国に関 ピークアウトを目標として掲げているが、換言すれば、温室効果ガスはそれまで増大す 排出量は2015年、2016年と2年続けて増加している。中国は2030年排出量 ある。他方、ドイツでは脱原子力発電の穴の一部を褐炭発電で埋めているため、CO2 だ。クリーンパワープランの廃止により、米国の温室効果ガスはオバマ政権の目標ほど 理由はクリーンパワープランよりもシェールガスとの競争が主因というのが大方の見方 米国の発電部門で石炭からガスへの転換が進むと思われる。米国で石炭が不振になった は下がらないとしても、2025年に2005年比16%程度の削減にはなるとの見方も クが不明確である。トランプ政権はシェールガス生産を推進するとしており、 第1に「米国がパリ協定に参加しない」ことをもって炭素関税を課するというロジッ 引き続き

第2にこのような措置がWTOとの整合性がとれなくなる可能性があることだ。国連

税を課すというロジックには理解に苦しむ。

登録し、その実施状況を報告・レビューするという柔軟性の高い枠組みとなっている。 定を根拠に国境調整措置の議論に常に激しく反発してきた。パリ協定は困難な交渉の末、 限になるべきではない」と規定されている。新興国は国連気候変動枠組条約第3条の規 全員参加型の枠組みとなった。全員参加を確保するため、各国が国情に応じて目標値を 的なものを含め、 気候変動枠組条約の下で温暖化対策を理由とした貿易措置に合意できる可能性はゼロで したがってパリ協定を根拠に国境調整措置を講ずることが正当化されるとは考えられず、 あると言ってよい。 国際貿易における恣意的もしくは不当な差別の手段または偽装した制 国連気候変動枠組条約第3条では「気候変動への対応措置は、

をかけてきたら、倍にしてやり返す」との声も聞こえる。そうなれば全面的な貿易戦争 復措置に訴えることはほぼ確実である。トランプ政権の関係者からは「欧州が炭素関税 に炭素関税を賦課すれば、ただでさえ保護主義的傾向の強いトランプ大統領の米国が報 第3に貿易戦争につながる可能性が高いということだ。フランスまたはEUが一方的

条の縛りを受ける。

そもそもパリ協定は国連気候変動枠組条約の下にある以上、国連気候変動枠組条約第3

に発展し、世界経済へのマイナス影響は計り知れない。

パリ協定へのコミットを表明する米国企業等、まだら模様である。これらに対しても温 は不可能である。更に同じ米国であっても、温暖化対策に熱心なカリフォルニア州や、 われ、そこに投入されたエネルギーの炭素含有量を評価することが求められ、現実的に 第4に炭素関税の実施は技術的にも困難だ。生産工程がグローバルに分散している中 ある製品に体化された炭素含有量を計算するためには、 個々の生産工程がどこで行

## 7. 米国のソフトパワー低下をもたらす恐れ

や論点をあげれば枚挙にいとまがない。

暖化対策に消極的な連邦政府を理由に炭素関税を課することができるのか。技術的難点

ユーラシア・グループのイアン・ブレマー代表は2017年6月16日付日経新聞「Gゼ 口の世界、見えぬ突破口」という記事の中で、米国のパリ協定からの離脱発表は現在の 米国第一を掲げるトランプ政権が広義の国際秩序に与える影響はもっと深刻であ 深まりと相まって、EU・中国の新たな連携関係につながる可能性がある。しかし欧州 擦り寄った。これは中国にとってまことに都合のいい構図であり、米国と欧州との溝の 談で「両国は世界の不安を和らげることに貢献できる」と強調し、金融市場を規制し、 内に環境問題を抱えるにもかかわらず、「自由貿易や温暖化防止の旗手」を気取る中国に という「対トランプ軸」が形成された。メルケル独首相は中国の習近平国家主席との会 G20では自由貿易や気候変動に懐疑的な立場をとるトランプ大統領とそれ以外との対立 国の国益を害する可能性は高い。米国のソフトパワーの低下は日本にも影響を与える。 頼に支えられた米国の国際的な地位とソフトパワーを大きく損ない、大きな意味での米 う政策自体は米国経済にとってプラスになるかもしれない。 と論じている。トランプ大統領の国内エネルギー生産重視、 世界が安定した指導力を発揮する国の存在しない「Gゼロ」であることを明確に示した トランプ大統領の内向き志向の施策、多国間の国際秩序軽視の姿勢が、同盟国からの信 しかしパリ協定離脱を含む エネルギーコスト低減とい

の地位・影響力が低下し、中国の影響力が相対的に高まることは東アジアにおいて複雑 にとっての中国と日本にとっての中国とでは見え方が全く異なる。国際秩序の中で米国

な安全保障環境に身を置く日本にとって決して望ましいシナリオではな 「のパリ協定離脱を幅広い国際秩序の観点から眺めると、 影響はより深刻なのである。 い。このように

#### 8. 欧州主要国の動向

触れておこう。後述するCOP23を理解する上でも有益と考えられるからである。 策動向」(2016年12月)で報告したが、米国のパリ協定離脱表明後の動向についても 欧州諸国の動向については21世紀政策研究所新書「英国と欧州のエネルギー ・環境政

#### (1) ドイツにおける連立協議破綻

が153議席で第2党になったものの、これまで大連立を組んできたこれらの2大政党 のうち、246議席を獲得して第1党の座を確保し、中道左派の社会民主党(SPD) が、メルケル首相率いるキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)は全709議席 G20サミットを無事に乗り切ったメルケル独首相は2017年9月の総選挙に臨んだ

ため、再選挙を防ぐためには80議席を獲得した自由民主党(FDP)、67議席を獲得した 連立を離脱するとしており、メルケル首相にとって極右政党との連立は選択の外である ツのための選択肢」(AfD)は94議席を獲得して第3党に躍り出た。 いずれも大幅に議席を減らすこととなった。他方、移民排斥を唱える極右政党「ドイ 選挙後、SPDは

ルカラー(CDU/CSUの黒、FDPの黄、緑の党の緑)がジャマイカ国旗の3色に一 緑の党との間で「ジャマイカ連立」を組むしかない。ジャマイカ連立とは3党のシンボ

致することに由来する。

がそれぞれ対立関係にある。エネルギー環境政策については緑の党とCDU/CSU、 が、ユーロ圏強化のための仏独協力を重視するCDU/CSUと欧州議会主義のFDP 国際問題で主導的役割を担おうとするCDU/CSUと平和主義を標榜する緑の党 ·かし企業寄りの経済自由主義を志向するFDPと「大きな政府」を志向する緑の党

FDPの間に際立った違いがある。

:に石炭火力の扱いについては大きな争点となった。 排出量の多い20の石炭火力発電

所の即時廃止を主張する緑の党と雇用、経済への影響を懸念するCDU/CSU、FDP

47 I. トランプ大統領のパリ協定離脱表明とその

整うにはなお時間を要するものと思われる。他方、環境至上主義的な緑の党が連立協議 から外れることにより、エネルギー温暖化対策が争点となることはないと思われる。 が、エネルギー温暖化問題に関する意見対立もその一因であったことは疑いない(図1)。 ることにより、連立協議はご破算となった。主たる争点は移民問題であったと言われる の対立はCOP23においても解決することなく、COP23におけるメルケル首相のスピ て大連立協議を要請し、12月のSPD党大会で大連立協議入りが了承されたが、協議が ーチも苦衷をにおわせるものがあった。そして11月末にはFDPが連立協議から離脱す シュタインマイヤー独大統領は再選挙を避けるため、CDU/CSU、SPDに対し

### 2017年5月に大統領に就任したマクロン仏大統領は温暖化防止の世界でひときわ (2) フランスにおける原子力発電依存度低下目標の先延ばし

まれた国の大統領として「Make our planet great again」と表明し、12月には資金問題 目立つ存在となった。G7タオルミーナサミットでもトランプ大統領に積極的にアプロ ーチし、パリ協定残留を訴える一方、トランプ大統領の離脱表明直後にはパリ協定が生

図1 エネルギー温暖化問題に関するドイツ各党の対立構図

| 四 1           |   | 1117日元(77)五冊四  |
|---------------|---|--|
| 政策イシュー        | 緑の党   | CDU/CSU、FDP  |
| 温暖化目標         | 法的拘束力があり、予見<br>可能な温暖化削減目標を<br>設定するための法律を制<br>定すべき                     | 経済利益を守るためにも<br>非現実的な国別目標は廃<br>止し、EUの方針に足並み<br>を揃えるべき(FDP)          |
| EU-ETS        | クレジット価格に下限を<br>設定すべき  | 市場介入的、競争歪曲的<br>措置には反対  |
| 石炭火力          | 排出原単位の多い20の石<br>炭火力発電所を直ちに閉<br>鎖し、脱石炭法を制定す<br>べき                      | 化石燃料は予見し得る将<br>来において引き続き不可<br>欠のエネルギー源(FDP)                        |
| 自動車の<br>脱炭素化  | 2030年に内燃機関自動車<br>の新車販売を禁止すべき  | 性急な販売禁止期限設定<br>には反対  |
| 再生可能<br>エネルギー | 再エネ電力のシェアを<br>2030年までに100%に引き<br>上げるべき。再エネ導入<br>条件を撤廃し、再エネ法<br>を強化すべき | 再エネ補助を段階的に<br>フェーズアウトし、オー<br>クションを含め、市場メ<br>カニズムを活用した枠組<br>みに移行すべき |

を導入した。

に以下を内容とする「エネルギー移行法」

のである。オランド政権は2015年7月基本的にオランド政権のそれを踏襲するも

50%に引き下げ・原子力発電比率を2025年までに

でにマイナス30%

化石燃料消費を90年比で2030年ま

マクロン政権のエネルギー温暖化政策は活発にメッセージを発信している。に関するサミットの開催を呼びかけるなど、

- 最終エネルギー消費に占める再エネ比率を2020年に23%、2030年に32%に
- 炭素税を税収中立の形で、CO゚排出1トン当たり2020年65ユーロ、 年100ユーロに引き上げ 2 0 3 0

ラック運送、農業は炭素税対象外とされ、労働組合の強いフランスの国柄を反映し、 運動家として知られた存在であり、7月に2040年のガソリン・ディーゼル車販売禁 内産業のあちこちに目を配ったものとなった。 ただし、EU-ETS下にある施設及び国際競争にさらされた産業、タクシー業界、 021年に75・8ユーロ、2022年に86・2ユーロに引き上げる方針が打ち出された。 止を含む行動計画を発表した。同月に発表された予算では炭素税を現行のCO゚排出1 トン当たり30・5ユーロから2018年に4・6ユーロ、2020年に65・4ユーロ、2 マクロン政権下で環境大臣に任命された元テレビキャスターのニコラ・ユロ氏は環境 玉

下の目標年次の先延ばしである。環境主義者として知られるユロ環境大臣は、2025 マクロン政権の下でオランド政権の路線に修正が加えられたのは原子力発電依存度低 げることは現実的ではなく、拙速にそれを行えばフランスのCO。削減目標未達、電力 年までには58基中、17基程度の原子力発電の閉鎖が必要であると語ってきた。しかしフ 悪影響が出るとの警告を発していた。ユロ環境大臣はそれでも原子力発電の閉鎖を主張 5年目標を達成するため原子力発電を閉鎖すると2020年以降の電力供給安全保障に ランスのTSO(系統運用者)であるRTE(フランス電力公社送電子会社)は202 ついに11月にユロ大臣自身が「2025年に原子力発電依存度を75%から50%に引き下 マクロン大統領や原子力企業AREVA出身のフィリップ首相の同意を得るに至らず、 してきたが、もともとオランド政権の原子力発電依存度低下目標の見直しを考えていた

### EUの中で英国は常に野心の高い目標を主張するリーダー的存在であった。しかし21 英国のクリーン成長戦略発表と再エネ支援の凍結

供給安全保障リスク、雇用不安をもたらす」との理由で目標年次を5年から10年先延ば

しする方針を表明することとなった。環境NGOはこの決定を強く非難し、COP23に

いてフランスが化石賞を受賞することとなった。

党・自民党連立政権からグリーン色の強い自民党が離脱し、保守党単独政権になっ 大の関心事となっている。BREXIT省を新設するため、エネルギー気候変動省 世紀政策研究所新書「英国と欧州のエネルギー・環境政策動向」で述べたように、 ECC)を廃止し、ビジネス・エネルギー・産業戦略省(BEIS)の一部としたのも てEU離脱が決まって以降、 温暖化対策の優先順位が低下してきている。特に2016年6月の国民投票によ BREXITをめぐる欧州委員会との交渉がメイ政権 てか の最 D

Strategy)が発表された。その主な項目は以下のとおりである。 はなかなか発表されず、ようやく2017年10月にクリーン成長戦略(Clean Growth 57%を内容とする第5次炭素予算を発表していたが、それを実現するための具体的戦略 英国はキャメロン政権末期の2016年6月に、2030年までに90年比マイナス その表れである。

- 2025年までの石炭火力発電所の全廃
- ヒンクリーポイント原子力発電の推進/他の原子力発電プロジェクトの競争的な価

格での推進

11 https://www.gov.uk/government/publications/clean-growth-strategy

- 一旦放棄したCCS(炭素回収・貯蔵)に対する支援を再開 洋上風力発電の推進
- BREXIT後も、EU-ETSのシステムに引き続き参加したいとの方針である

U-ETSに参加できない可能性に言及していることは興味深い。英国はEU-ETSの これらの項目はこれまで出されてきた方針を再掲するものがほとんどであるが、E が、参加できない可能性も念頭に発電分野に対するカーボンプライシングを検討

創設に深く関与しており、ロンドンには炭素市場が存在するため、EU-ETSに参加 したいと考えるのは当然であるが、この点も含めてBREXIT交渉全体の中で決着せ

ざるを得ないということなのであろう。また興味深いのはクリーン成長戦略の発表と併

を表明したことである。英国においては2017年6月の総選挙を含め、中低所得者の せて、2020~33年の間に小売電気料金の上限設定を可能とする法案を提出する方針

でカーボンプライス導入といいつつ、片や小売電力料金の上限というのは整合的ではな 経済的負担軽減の観点からエネルギー料金の高騰が政治問題化している。片や電力部門 いが、メイ政権も温暖化よりも経済問題に腐心せざるを得ないということであろう。

53 I. トランプ大統領のパリ協定離脱表明とその

等でかねてから欧州各国のコスト高な再エネ支援策や機能不全を起こしているEU-E TSを批判してきた論客である。10月に発表された Cost of Energy Review 報告には以 オックスフォード大学のディーター・ヘルム教授である。彼は著書「Carbon Crunch」 に関する第三者委員会の設置からもうかがわれる。同委員会の座長に任命されたのは エネルギー価格問題に対する政府の関心の高さは2017年7月のエネルギーコスト

過去の政府による再エネ補助金のコストや2013年以降の電力制度改革による複

下の項目が盛り込まれた。

- 過去の低炭素電源への補助制度(RO、FIT、CfD)でコミットした「レガシ 雑な制度導入は様々な弊害を生んでいる。
- CfD制度と容量市場制度を統合し、Equivalent Firm Power(安定電源)オーク ー料金の低下を見える化すべき。産業界をレガシー・コストの負担から除外すべき。 ー・コスト」を切り出し、エネルギー料金の中で区分して課金し、将来のエネルギ
- ら確保して応札するなど、他の安定電源と同じ土俵で競争することを要求。 ション制度を導入すべき。再エネ電源にはバッテリーなどのバランシング電源を自

電力部門だけでなく、他部門にも共通の普遍的なカーボンプライスを設定すべき。

国際競争上の問題は国境調整措置で対応。

決定に強く反発しているが、メイ政権のプライオリティが温暖化防止よりも経済である 助金総額のこれ以上の拡大を防ぎたいという政府の意図を反映したものである。当然、 管理を行っている。前述の発表はエネルギー価格高騰が政治問題化する中で、再エネ補 影響をもたらすものとして財務省が課金管理制度(Levy Control Scheme)の下で上限 ミット済みのものを除き、新たな再エネ補助金を凍結するとの方針を発表した。英国で ということはこの事例からもうかがい知れるものである。 国内の再エネ団体、環境団体は「英国の炭素予算達成を危うくするものである」とこの は再エネ支援のコストは最終消費者が負担しているが、これは政府による課税と同様の この委員会報告の結果を反映してか、11月末、英国政府は2023年までは既にコ

II. COP23の概要と結果

次に2017年11月6~17日に開催されたCOP23(国連気候変動枠組条約第23回締

## 1. 議長国はフィジーでホスト国はドイツ

約国会議)の争点と結果を紹介しよう。

長は引き続きオランダ)が2001年にボンで開催されたくらいである。 合意に失敗した2000年のCOP6(オランダ・ハーグ)の再開会合(したがって議 が13回目であるが、議長国と開催地が一致しなかった事例は、京都議定書の詳細ル するファシリティがないというのがその理由である。筆者はCOPに参加するのはこれ ドイツのボンであった。島嶼国フィジーには2万人以上の人が押し掛けるCOPを開催 OP23の議長国はフィジーであるが、 開催地は国連気候変動枠組条約事務局の ルル ある

をホストしたが、COPの参加者、特に交渉官以外のNGO、国際機関、メディア等の 機関会合と異なり、COPになると各国パビリオンも設置され、参加者の数も必要スペ ースも段違いに拡大する。前述のように2000年代初めにはボンでCOP6再開会合 事務レベルの補助機関会合が開催されるボンも収容能力に限界があった。 補助







ブラ・ゾーン

心に応じ、ボン・ゾーンとブラ・ゾーンを行っ

いることが多く、それ以外の参加者は自分の関いることが多く、それ以外の参加者は自分の関いることが多く、それ以外の参加者は自分の関いることが多く、それ以外の参加者は自分の関いることが多く、それ以外の参加者は自分の関いることが多く、それ以外の参加者は自分の関いることが多く、それ以外の参加者は自分の関いることが多く、それ以外の参加者は自分の関いることが多く、それ以外の参加者は自分の関いることが多く、それ以外の参加者は自分の関いることが多く、それ以外の参加者は自分の関いることが多く、それ以外の参加者は自分の関いることが多く、それ以外の参加者は自分の関いることが多く、それ以外の参加者は自分の関いることが多いでは、対している。

数が年々増大した結果、会場となったUNビ







ボン・ゾーン





渉官が疲れた表情で行き来しているが、

ゾーンでは連日、交渉に明け暮れる交

米国の産業NGOの知人が「ブラ・

ボン・ゾーンにいる人は表情も生き生



ボン・ゾーンとブラ・ゾーンの往復交通手段

交渉に専念できる環境を作ったことだ面は交渉官が周囲の雑音から解放されの面もマイナスの面もある。プラスのスペースを切り離したことにはプラスたが、交渉スペースとサイドイベントきしており、楽しそうだ」と言ってい

されていた。動バスによるシャトルサービスが提供の往復には貸自転車、電気自動車や電たり来たりする形となった。両ゾーン

ランドには善処を求めたいと言っていた。 思われる。米国の産業NGOの人も、このセッティングは問題であり、次期議長国ポー だ。政府バッジを持たない人はクローズドな交渉を聞けないので、どうしてもボン・ゾ る。こうした聞きかじり情報は全体の雰囲気や進捗状況を理解する上で非常に有益なの 顔見知りの交渉官と擦れ違った際、「今どうなっているのか」と立ち話で聞くことができ (とはいえ、後述する国際環境NGOによる化石賞イベントはブラ・ゾーンで行われて ーンにいることが多くなり、前述のような交渉官との立ち話をやりにくくなったように 「何がどうなっているのか」が見えにくくなったことだ。両スペースが同じ場所にあれば、 雑音が完全になくなったわけではない)。マイナス面は交渉団以外の人にとって

#### 2. 悪魔は細部に宿る

「パリ協定が発効したのに何を交渉しているのか」との疑問もあるかもしれない。 ともあれ、こうしたセッティングで2週間にわたってCOP23が開催されたのだが、

産物であった(21世紀政策研究所新書「COP21 パリ協定とその評価」参照)。この手 ドライン」等の形で先送りされている。例えば、パリ協定の中核をなすプレッジ&レ の国際交渉の例に漏れず、パリ協定においても多くの難しい論点は、「詳細ルール」「ガイ 2015年12月に合意されたパリ協定は厳しい交渉の結果、とりまとめられた妥協の

ず、各国訪問審査においては選択を認める。こうした柔軟性は透明性フレームワークの スコープ、頻度、報告の詳細度、レビューのスコープの面で柔軟性を認めなければなら る」と規定しており、同条に関するCOP決定パラ90では「開発途上国に対し透明性の に照らし、柔軟性を必要とする開発途上国には透明性フレームークの柔軟な運用を認め ビュー(透明性フレームワークと呼ばれる)に関し、パリ協定第13条第2項では「能力

題はどのような形で「反映」させるかであり、この点はこれから交渉される詳細ルール モダリティ、手続き、ガイドライン策定に反映されねばならない」と記されている。問

とってMPGと呼称されることもある)にかかっている。 (モダリティ〈Modality〉、手続き〈Procedure〉、ガイドライン〈Guideline〉の頭文字を

これらの詳細ルールはパリ協定を「法律」とすれば「政令・省令」にあたるものであ

62

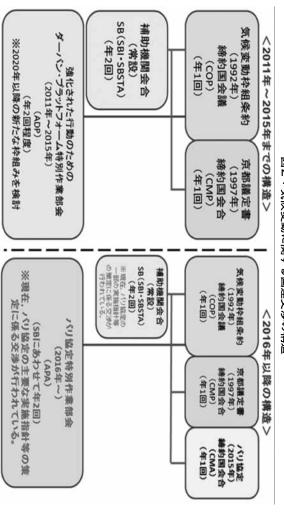
能するかどうかは今後の詳細ルール策定にかかっているといっても過言ではない。詳細 どまる一方、先進国のみが厳しいレビューにさらされることとなれば、せっかくの全員 ル 参加型の枠組みができても「仏作って魂入れず」になってしまう。パリ協定が有効に機 中国、インド等の大排出国が途上国配慮条項を理由に通り一遍のレビューを受けるにと ある 「悪魔は細部に宿る (The devil is in the detail)」 である。 仮に詳細ルールにお ールの交渉は地味ではあるが重要なのはこうした理由によるものだ。 これがなければパリ協定を実施に移すことができない。まさしく英語の言い回しに いて

#### 3. 詳細ルールの検討体制

の作業スケジュールが設定された。具体的な検討体制は64ページ図2のとおりである。 016年11月のCOP22で、2018年のCOP24において詳細ルールの合意を行うと リ協定が予想を上回るスピードで2016年11月4日に発効したことを踏まえ、2

2011~2015年においては点線の左側に示されるように締約国会合としては国連

図2:気候変動に関する国連交渉の構造



the Paris Agreement) が加わった。前述のようにパリ協定が2016年11月4日に発効 降の交渉体制は点線右側になる。締約国会合としてはCOP、CMPに加え、パリ協定締 Kyoto Protocol)があり、2020年以降の新たな枠組交渉は、COPの下に置かれた 気候変動枠組条約締約国会議(COP:Conference of the Parties)と京都議定書締約 パリ協定採択時のCOP決定では、詳細ルールを第1回パリ協定締約国会合で採択する し、2016年のCOP2の際に第1回パリ協定締約国会合(CMA1)が開催された。 約国会合(CMA:Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties to て行われてきた。その結果、COP21で合意されたのがパリ協定である。2016年以 国会合(CMP: Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties to the 「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会(ADP)」におい

·かし、予想を上回るスピードでパリ協定が発効し、2016年11月に早くも第1回

いう想定だったのであろう。

定が発効し、第1回締約国会合が開催される前には詳細ルールの交渉が終わっていると

とされていた。パリ協定は2020年以降の枠組みであるため、2019年頃にパリ協

合には「実施に関する補助機関会合(SBI : Subsidiary Body for Implementation)」と を行う常設の補助機関会合(SB:Subsidiary Body)に検討が委ねられる。補助機関会 状況ではない。このため、詳細ルールの合意ができるまではCMA1が続 パリ協定締約国会合(CMA1)が開催されたものの、当然、詳細ルールを採択できる 「科学上・技術上の助言に関する補助機関会合(SBSTA:Subsidiary Body for (APA)であるが、イシューによっては三つの締約国会合の付託を受けて技術的な検討 1はCOP2閉幕時に「中断」し、COP2で「再開」されたという形にしたのである。 し、中断→再開という形をとることとなった。具体的にはCOP22で開催されたCM 具体的なルールを検討する主たる場はCOPの下に置かれたパリ協定特別作業部会 いている形と

Scientific and Technological Advice)」の二つがある。 再開会合における採択を目指しているということである。 合意を求められている。前述のように2018年のCOP2の際に開催されるCMA1 主たる検討項目と検討の場、検討期限を示したものであるが、その多くがCMA1での APA、SBI、SBSTAがこなさねばならない検討事項は多岐にわたる。図3は

#### 図3 詳細ルールの検討項目と検討の場、検討期限

| EO           | 日 八十八日 ファイン 一大日                                   | C 1741                        | W/ 1X01           | עווא                |
|--------------|---|-------------------------------|-------------------|---------------------|
| 分野           | 検討すべき内容   | 検討の場                          | 検討開始時期            | 期限                  |
| 緩和           | NDCに関する共通タイムフレーム  | CMA                           | CMA1              |                     |
|              | NDCの特徴に関する更なるガイダンス  | APA                           |                   | CMA1                |
|              | NDCの明確性・透明性・理解促進のため締約国から提出されるべき情報に関するガイダンス  | APA                           |                   | CMA1                |
|              | 公開登録簿の運営・利用のモダリティ・手続  | SBI                           | SBI44             | CMA1                |
|              | 締約国のNDCのアカウンティングのガイダンス  | APA                           |                   | CMA1                |
| 市場メカニズム      | ダブルカウンティング防止を含む、協力的<br>アプローチにかかるアカウンティングのガ<br>イダンス                                    | SBSTA                         | SBSTA44           | CMA1                |
|              | メカニズムのためのルール、モダリティ・手続   | SBSTA                         | SBSTA44           | CMA1                |
|              | 非市場アプローチのための枠組みの下の作<br>業計画の着手と決定案の勧告  | SBSTA                         | SBSTA44           | CMA1                |
| 技術           | 技術フレームワークの検討とその成果の<br>COPへの報告   | SBSTA<br>COP (報告)             | SBSTA44           | CMA1                |
|              | 技術メカニズムへの支援の効果・適切性に<br>関する定期的な評価のスコープ及びモダリ<br>ティに関する検討                                | SBI<br>COP (報告)               | SBI44             | COP25               |
| 技術・資金リンケージ   | 技術・資金リンケージに関する勧告を招請   | GCF理事会                        |                   | COP22               |
|              | リンケージについて協議を継続し、さらに<br>具体化(インセッションワークショップ含<br>む)                                      | TEC、CTCN、<br>資金メカニズ<br>ムの執行機関 |                   |                     |
|              | GCF理事会からの勧告も踏まえ、関係機関による協議の成果を年次報告書に含める  | TEC                           |                   | COP22               |
|              | 途上国における環境技術へのアクセスの促<br>進と研究開発の実施のための支援提供方法<br>の検討                                     | GCF理事会                        |                   |                     |
| 資金           | 先進国による1000億ドルを底値とする新規<br>の全体定量目標の設定   | CMA                           |                   | 2025年<br>より前        |
|              | 先進国による、途上国に提供予定のプロ<br>ジェクト単位の公的資金の入手可能な情報<br>を含む隔年報告として提供される情報の項目の特定                  | СОР                           | COP22<br>(2016)   | CMA1                |
|              | 先進国による、公的な介入を通じて途上国<br>に提供・動員された支援に関する隔年の情<br>報提供にかかる、その資金源の計上に関す<br>るモダリティ・手続・ガイドライン | SBSTA                         | SBSTA44<br>(2016) | COP24<br>(2018年11月) |
| 透明性          | 行動と支援の透明性に関する共通の手順・<br>手続・ガイドラインに関する勧告、初回及<br>び二回目以降のレビュー・更新の年の定義                     | APA<br>COP (報告)               |                   | COP24<br>(2018年11月) |
|              | グローバルストックテイクのためのイン<br>プット源の特定   | APA<br>COP (報告)               |                   | CMA1                |
|              | IPCCの評価がグローバルストックテイクに<br>対してどのように情報提供出来るかに関す<br>る助言の提供                                | SBSTA                         | SBSTA44           | APA2                |
|              | グローバルストックテイクのモダリティ  | APA<br>COP (報告)               |                   | CMA1                |
| 実施の促進<br>と遵守 | 実施の促進と遵守のための委員会の効果的<br>運営のためのモダリティと手続   | APA                           |                   | CMA1                |

# COP23では、2017年5月の補助機関会合に続き、パリ協定特別作業部会(AP

ずつの共同ファシリテーターを任命し、議論を行った。主たるイシュー及び共同ファシ リテーターの出身国は以下のとおりである。 A)の下にイシューごとに六つのコンタクトグループを設け、先進国、途上国から1名

- 緩和に関するガイダンス(NDCの特徴、明確性・透明性・理解増進のための情報 アカウンティング) (共同ファシリテーター:オーストリア、シンガポール)
- 適応(共同ファシリテーター:カナダ、チリ)
- 透明性フレームワークのモダリティ、手続き、ガイドライン(共同ファシリテータ
- グローバルストックテーク(インプットすべき情報、モダリティ) (共同ファシリテ
- 遵守委員会の手続き、モダリティ(共同ファシリテーター:豪州、ベリーズ)

**ーター:フィンランド、タンザニア)** 

一:米国、中国)

• その他(資金支援の情報提供、種々の資金メカニズムへのガイダンス、新たな資金

## 目標等) (共同ファシリテーター:オランダ、アルゼンチン)

科学上・技術上の助言に関する補助機関会合(SBSTA)では、主に以下の事項に

ついて検討を行った。

パリ協定第10条4項に基づく技術枠組み(共同ファシリテーター:オーストリア、

マラウィ)

- パリ協定第6条2項における協力的アプローチに関するガイダンス(JCMはこれ に分類)(共同ファシリテーター:EU、モルジブ)
- パリ協定第6条4項に基づく市場メカニズムのルール、モダリティ、手続き(同前)

実施に関する補助機関会合(SBI)ではパリ協定実施支援に関する技術メカ

が議論されているが、COP23では本件の議論は行われなかった。 ニズムの定期評価のスコープ等(共同ファシリテーター:オーストリア、ジンバブエ)

#### 4.主要な交渉グループ

附属書I国の中でもう一つの勢力が日本も参加しているアンブレラグループ(UG)で ウクライナである。EUの場合は事前に域内調整を行い、ワンボイスで対応するが、ア は米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、日本、ノルウェー、ロシア、カザフスタン、 ある。アンブレラグループはEU以外の主要先進国が参加しており、その構成メンバー 北欧、西欧主導で環境至上主義的な方向での合意形成をすることが難しくなりつつある。 やエネルギー安全保障を重視するポーランド等の東欧諸国が入った結果、従来のように 念主義的な傾向が強い。もっとも2005年のEU拡大で石炭依存度が高く、経済成長 響力が強く、地球温暖化交渉において削減目標の引き上げ、厳格な枠組みを主張する理 別すると附属書I国(先進国)グループと非附属書I国(途上国)グループが存在する。 ンブレラグループは各国の立場の違いを認め、最大公約数的なポジションを打ち出す緩 附属書I国の中で一大勢力なのがEU28カ国である。欧州はもともと環境NGOの影 温暖化交渉で大きな役割を果たすのが交渉グループの存在である(図4)。締約国を大

4 温暖化交渉における交渉グループ

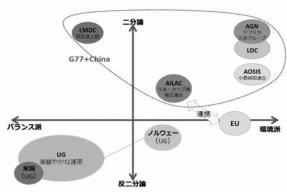
EU 28が国 野風書 H 34が国 OECD 43か国・地域 しら 9か国 EIG Sが国 韓国 メキシコ 非附属書 I 国 AILAC 6力/国 アンチグアバーブータ セントルシア バブアニューギニア ー ソロモン諸島 トリニダード・トバゴ LMDC 26が国 イラン イラク クウェート リピア カタール カタール エクアドルベネズエラ 共和国 キューハ ウガンタ 153か国 バングラデシュミャンマー ブータン ネパール ブルキナファンニジェール カンボジア セネガル エチオピア タンザニア コチス イエメン AOSIS 39が国 LDC 48が国 OPEC 12が国 アラブ首長国連邦 アルジェリア ナイジェリア シンガポール フィジー ジャマイカ サレバス モルジス モーリシャスサモア ツノント

ものの、その主張はほとんどEUと同じであり、最近ではトルドー政権下のカナダが環 志向する国が多い。とはいえ、非EUのノルウェーはアンブレラグループに入っている やかな連携を特色とする。環境至上主義的、教条的なEUに比して現実的アプロ ーチを

境面で左傾化を強めている。

Peoples of Our America) 」を形成する一方、先進国との協力に前向きなチリ、コロンビ 渉において国力以上の影響力を有している。彼らは野心的な枠組みの構築と先進国から ア、ペルー等は「AILAC(独立中南米カリビアン諸国連合、Association of 燃料消費の減少が自国経済に与える影響を懸念している。中南米ではボリビア、ベネズ の支援拡大に関心が強い。これに対し、産油国グループは温暖化対策の進行による化石 連合(AOSIS : Alliance of Small Island States)等は自国の排出量は非常に少ない エラ等の反米社会主義国が「ALBA(米州ボリバル同盟、Bolivarian Alliance for the ループが存在する。アフリカグループ、後発発展途上国(LDC)グループ、 一方、温暖化による被害をより大きく受けることに加え、国の数も多いため、温暖 非附属書I国に属する途上国の中には地域特性、発展段階等を反映した様々な交渉グ 小島 | 興国

### 図 5 各交渉グループの交渉ポジション



国

states)」を立ち上げた。途上国の中でも経済大

大排出国となった中国、インド、ブラジル、

Independent Latin American and Caribbean

: 経産省資料

るのがLMDCである。

支援拡大を要求する、 進国の責任を厳しく追及する一方、途上国への Minded Group of Developing Countries)」を立 組んで「有志途上国グループ(LMDC:Like に中国、インドは反米中南米諸国や産油国等と and China)というグループを作っている。更 ても先進国とあらゆる局面で最も敵対関係にあ 交渉を展開している。 ち上げ、 南アはBASIC(Brazil, South Africa, India 先進国・途上国の二分論に基づき、先 昔ながらの南北対立的な 後述する個別論点に お

ίÌ

向を有しているのに対し、LMDCは先進国には厳しい制限を求めつつ、温暖化対策に るのに対し、UGは経済と環境のバランスを重視し、先進国・途上国二分論には強く反 はEUが環境至上主義的な傾向が強く、途上国に対して比較的融和的なポジションをと の被害を受けやすいアフリカグループ、LDC、AOSISはより環境原理主義的な傾 途上国は概して先進国との二分法を主張するという点で共通しているが、自らが温暖化 よる自国経済への影響は避けたいと考えている点ではバランス派に近い。先進国の中で しているか」「先進国・途上国二分論へのポジション」 で四つの象限に分けたものである。 73ページ図5は各交渉グループを「環境至上主義的か、経済・環境のバランスを重視

# 5. COP23の主要な争点

対している。特に米国はその傾向が著しい。

ない詳細ルールは多岐に及ぶが、代表的かつ本質的な争点を例示する。 次に交渉の主たる争点を見てみよう。67ページの図3にあるように詰めなければなら

## (1)NDCの範囲と性格

Determined Contribution)である。それだけにNDCについては多くの争点がある。 パリ協定の中核的要素は各国が自主的に定める国別貢献(NDC:Nationally

ば先進国は5年ごとに途上国支援目標を設定しなければならないことになる。 にNDCの中に適応や支援の目標も含めるべきであると主張している。この解釈に従え 明性)に規定された野心的努力を実施、通報する」というパリ協定第3条の規定を根拠 応)、第9条(資金)、第10条(技術)、第11条(キャパシティビルディング)、第13条(透 的な対応への各国別貢献として、全ての締約国はパリ協定第4条(緩和)、第7条(適 9条では先進国が2年ごとに資金援助に関する情報を提供することが規定されてお を提供すべきであると考えている。これに対し、LMDC等は「気候変動に対する地球 協定第4条に基づいて提出される以上、当然に温室効果ガスの削減、抑制に関する情報 第1の争点はNDCの範囲である。先進国はUG、EU共にNDCが緩和を扱うパリ

付会であるといわざるを得ない。当然に先進国はこの主張に真っ向から反対している。 緩和を扱う第4条の下で規定されるNDCに途上国支援情報を盛り込めというのは牽強

張しているが、LMDC等の途上国は二分論に基づき、先進国、途上国別々のガイドラ する以上、各国の能力差や国情に配慮する規定をガイドラインに設ける必要はないと主 インを設けることを主張している。先進国には詳細な情報を求め、途上国については簡 第2の争点は先進国と途上国の差異化である。先進国は各国がNDCを自主的に決定

略な情報で足りるということであろう。

Usual)比○%減といったものが多く、排出実績の数字を見てもBAUの想定に関する 情報がなければ目標を達成しているか否かの判断がつかないからである。これに対し、 報を提出すべきであると主張している。途上国の目標には自然体(BAU: Business As 較、合算可能なものとし、NDCの種類(原単位目標、BAU目標等)に応じて追加情 LMDCは提出情報は自国決定であり、任意であると主張している。 第3の争点はNDCに盛り込まれる情報の性格である。先進国はNDCを定量化、

## (2)市場メカニズム

パリ協定第6条には日本のJCMを含む協力的アプローチ(2~3項)、国連の管理下

連メカニズムの交渉が先行することに強い警戒心を有しており、この3点のアプロー に置かれるメカニズム(4~7項)、非市場アプローチ(8~9項)が含まれているが、 ベネズエラ、ボリビア等、非市場アプローチを提唱した国々は、協力的アプローチや国

チ・メカニズムに関する交渉が同じスピードで進捗することを主張している。

直しである」としてこれに強く反対している。これは温暖化交渉を通じて途上国が主張 規定されている(第6条6項)。 しかし途上国はこれに加え、 第6条2~3項に基づく協 定第6条4項に基づく国連管理メカニズムにも Share of Proceeds を適用されることが 力的アプローチにも Share of Proceeds の適用を主張しており、先進国は「交渉のやり クレジット取引額の一定比率が Share of Proceeds として「課税」されており、パリ協 また課金問題も争点である。京都議定書下のクリーン開発メカニズム(CDM)では

が義務を負い、途上国は義務を負わない京都議定書の枠組みを前提したものであり、京 カニズムに移管することを主張している。これに対して先進国は「CDMは先進国だけ 国連管理下の新たなメカニズムについては、ブラジルが京都議定書下のCDMを新メ

している資金支援拡大論の一環と考えるべきであろう。

他の途上国もCDMには過去の経験を踏まえた改善が必要であるとの見方であり、ブラ 都議定書とは性格を異にするパリ協定の下に位置づけることは筋違い」と反対しており、

ジル提案への支持は強くない。

途上国の中でも立場が一致していない。先進国はメカニズムへの人為的な使用上限設定 リビア等のようにイデオロギー的に市場メカニズムそのものに反対している国もあって、 市場メカニズムの使用上限を設ける「補完性」を主張する国がある一方、ベネズエラ、 には反対の立場である。 メカニズムの使用については、アフリカ諸国、AOSISのように国内削減を重視し、

の場合はどういう扱いにするか等である。 ウントを防止するための調整が必要になるが、NDC対象外のセクターで生じた削減量 ティングルール等も論点になっている。例えばNDC対象内セクターで削減量(ITM O:Internationally Transferred Mitigation Outcome)の移転が生じた場合は、ダブルカ その他、国連メカニズムのガバナンス体制、ダブルカウント防止のためのアカウン

メカニズムについては単純な二分論の議論ではないだけに、途上国の中でも立場が分

かれており、 逆説的だが、実務的でまともな交渉が行われているとも言える。

## (3)透明性フレームワーク

パリ協定交渉の最大の論点の一つであった。その結果、パリ協定第13条を通じて共通の フレームワークとしつつも、前述のように第13条2項で「能力に照らし、柔軟性を必要 ・ムワークである。透明性フレームワークを先進国・途上国共通のものとするか否かは NDCと並んでパリ協定の根幹を成すのがプレッジ&レビューを構成する透明性フレ

な国に、どのような柔軟性を付与するかは各国の技術的・制度的能力に応じて個々に判 にパリ協定第13条2項には柔軟性の規定があるが、どのような義務について、どのよう る。先進国は先進国・途上国共通の規則・手続き・ガイドラインを主張している。確か このため、この「柔軟な運用」の解釈がルール交渉の争点になるのは自明のことであ 心の末の妥協の産物だったのである。

とする開発途上国には透明性フレームークの柔軟な運用を認める」と規定したのは、苦

断すべきであるというのが先進国の考え方だ。これに対してLMDCは先進国、途上国

共通のフレームワークを適用すべきであり、いつ先進国と同様の総量削減目標に移行す まで拡大解釈した議論と言ってよい。同じ途上国でもAOSISは人口や排出量の少な 包括的に柔軟性を付与すべきであると主張している。パリ協定に伴うCOP決定を極限 い国を制度の対象外とすることを主張しつつも、中国、インド等の新興国には先進国と の二分論の考え方に基づき、義務の対象、頻度、詳細さ、形式等について途上国全体に

関心事であり、この点については足並みを揃えていると言ってよいだろう。 様に厳格に報告、レビューをすべきであると主張している。途上国支援は途上国共通の レビューの重点についてLMDCは先進国の支援について、緩和(排出量削減)と同

るかを報告すべきであると主張している。

## (4)グローバルストックテーク

ない、成果物として対話の要約レポートを作る等の点で先進国の立場は概ね一致してい 方向性を打ち出す政治的フェーズとを設け、個別国を名指しで非難するようなことは グローバルストックテークに関しては科学的分析を行う技術的フェーズと、政治的な

SISであり、成果物を閣僚級で承認の上、締約国会合で採択し、各国がそれを次期N るが、EUはこれに加え、各国の長期戦略情報を分析に用いる、官民資金を低排出投資 すべきであるとの提案も行っている。 に重みを与えるため、2023年の第1回会合では国連事務総長主催で首脳会合を併催 DC策定の指針とすることを約束すべきだと主張している。グローバルストックテーク の引き上げにつなげることを意図した提案を行っている。その傾向が更に強いのがAO を含める等、環境至上主義的な観点からグローバルストックテークを各国の野心レベル に振り向ける方策を議論する、成果物に取り組み強化の決意や具体的な政策オプション また中国は分析に使用される情報は政府提出情報を優先すべきだと主張している。グロ る概念をグローバルストックテークのガイドラインに盛り込むことを強く主張している。 上国に甘いものになることを企図しており、衡平性、歴史的責任等、二分論の根拠とな バルストックテークの参考情報には各国提出情報に加え、 これに対し、LMDCは例によってグローバルストックテークが先進国に厳しく、途 IPCCの報告書や国際機

関による報告書等が考えられるが、LMDCが途上国の情報提供を各国に委ねることを

報ソースに含まれ、グローバルストックテークに使われることを警戒していると想像さ 主張していることと併せ考えると、自分たちが提出しない「都合の悪い情報」が他の情

### (5) 資金問題

関会合からずっと続いている議論であり、COP23での展開も十分予想できるもので あった。しかし、COP23でそれ以上に大きな争点になったのは資金問題である。 (1)~(4)はパリ協定の詳細ルール策定に関する論点で、2017年5月の補助機

第1に「プレ2020年」問題である。パリ協定は2020年以降の枠組みであるが、

る。0日CDは2016年10月の報告書で2020年に向けた資金見通しを670億ド ルと予測しているが、1000億ドル目標は「道未だし」の状況である。また脱原子力 の官民合わせた途上国支援1000億ドル、各国の2020年目標等が盛り込まれてい 州等が第二約束期間の下で義務を負う)である。カンクン合意の中には2020年まで 2020年以前の枠組みはカンクン合意と京都議定書(EU、スイス、ノルウェー、豪

間が浪費されることを懸念して、これに反対したが、この問題はCOP23終盤までもつ るという判断をしたに違いない。先進国は新たな議題追加によって詳細ルールの交渉時 は守勢に立たされる、詳細ルール交渉やその他の資金問題の交渉を進める上で有利であ べきことをやっていないではないか」というわけである。この問題を持ち出せば先進国 先進国の2020年目標、資金支援等の進捗状況)を議題に追加することを要求した。 DCはプレ2020年行動計画(京都議定書第二約束期間を設定するドーハ改定の発効: も褒められたものではない。それを見越してであろう、COP23初日の全体会合でLM 改定京都議定書は未だに発効していない。要するに2020年に向けての進捗は必ずし されている国もある。加えて批准の遅れ等を背景に京都議定書第二約束期間を設定した 発電の結果、石炭火力発電が新設されたドイツのように2020年目標の達成が絶望視 れ込むこととなった。 「2020年以降はともかく、2020年までの約束はどうなったのだ? 先進国はやる 第2に適応基金問題である。適応基金は途上国の適応支援を目的に京都議定書の下で

設置された資金メカニズムであり、CDMのクレジット売買への課金を原資とするもの

資となる Share of Proceeds を課金するかどうかが、争点となっている中で、途上国の 途上国はこれを更に進め、「Adaptation Fund shall serve the Paris Agreement」とする る。加えて前述のようにパリ協定第6条2項に基づく協力的アプローチに適応基金の原 なる資金拠出要求につながる可能性があるため、当然ながらこの提案には後ろ向きであ 応に使われることが決定している中で、適応基金をパリ協定の下で位置づけることは更 ことをCOP23で提案してきたのである。先進国は緑の気候基金(GCF)の半分が適 に伴うCOP決定の下で「Adaptation Fund <u>may</u> serve the Paris Agreement」とされて いたが、COP22では「Adaptation Fund should serve the Paris Agreement」とされた。 である。これをパリ協定の下でも位置づけるというのが途上国の主張であり、 パリ協定

では途上国(特にLDC、アフリカ諸国)はAPA(パリ協定特別作業部会)でモダリ することとされており、その方法につき、COPの下で検討が行われている。 は先進国が2年に1度、公的資金援助の見通しを含む気候資金の量的、質的情報を提出 第3に資金支援の予見可能性問題(第9条5項問題)である。パリ協定第9条5項で C O P 23

主張の後押しとなるような提案を認めるわけにはいかない。

COPに加え、APAで本件を議論することに後ろ向きであった。そもそも単年度予算 ティを検討することを強く主張した。先進国はCOPに加え、APAで本件を取り上げ た場合、緩和、透明性、メカニズム等のルール作りの時間が制約されることを懸念し、 の国にとって公的資金の将来見通しをコミットすることは困難な事情もある。

## 6. COP23の結果

がないが、大きな構図で考えるとわかりやすい。即ち、一方に「先進国・途上国共通の クも対立点の根幹には二分論問題が存在する。他方で「先進国に資金援助を強いる仕掛 り込みたい途上国(特にLMDC)」という対立軸がある。NDCも透明性フレームワー 以上、主たる交渉事項について争点を説明してきた。各論について細かく語れば切り 一みの精神をルール上も維持したい先進国」対「先進国・途上国二分論をルールに盛

う対立軸がある。この二つの対立軸はそれぞれ単独では解決不能であり、全体として けを盛り込みたい途上国」対「野放図な資金援助要求の拡大に後ろ向きな先進国」とい

パッケージにならねばならない。そしてCOP23がCOP24に向けての中継点であるこ とを考えれば、今次COPで決着するわけはない。

足りないと思われるため、2018年の追加会合の可能性が示唆されている。 年4月上旬に今次COPの結果を概観し、今後の進め方のオプションを提示するリフレ 緩和だけで169ページにのぼり、その他を合わせると270ページ弱という膨大なも 12月のCOP24の2回しかなく、COP24での詳細ルール合意には交渉時間がいかにも の書面提案も慫慂されている。また2018年の定例会合は4~5月の補助機関会合と のその後の提案、オプション提示を予断させるものではないとされており、締約国から クションノートを出すこととなっている。なおリフレクションノートの提示は、締約国 のである。その上でAPA共同議長(ニュージーランド、サウジアラビア)が2018 フォーマルノート(非公式文書)がテークノートされた。このインフォーマルノートは 主要論点に関し、共同ファシリテーターが各国のインプットを盛り込んで作成したイン かった。緩和、透明性、グローバルストックテーク等に関するAPAの結論文書では、 こうした中でCOP23で採択された結論文書も中身に踏み込んだものにはな り得な

機関会合前に、SBSTA議長がインフォーマル・ドラフト・テキストを作成すること とされた。 を盛り込んだインフォーマル 途上国がぶつけてきたプレ2020年問題については、 (NZ) 共同議長 ノート(全体で60ページ弱)をテークノートし、

クテークと同様の形で、2018年 2016年に行われたストッ また市場メカニズムに関するSBSTAの結論文書ではAPAと同様に、

各国の意見 次回補助

合 標に向けた進捗状況のストックテー リ協定上の位置づけについては20 れることになる。また適応基金のパ タラノア対話 2019年においても2020年目 クを行うこととされ、 8年のCMA(パリ協定締約国会 の勧告を踏まえ、 (後述) の中で実施さ 2019年の 2018年は

C M P (京都議定書締約国会合)で検討することとなり、資金情報の予見可能性 問題はCOP24での合意を目指し、APA、SBIで引き続き議論することと

る以上、このような形以外の結果は考えられなかったというべきだろう。 き継がれた」ということに尽きる。繰り返しになるが、COP23が中継点のCOPであ あれこれ書いてあるが、要するに「本質的な対立点は解消せず、全て2018年に引

# 7. 2018年の促進的対話

渉グループと調整を進めてきた。その結果、 「タラノア対話」として提示された両国の提 議長国モロッコとCOP23議長国フィジーが共同して促進的対話の進め方について各交 うな形で2018年に「促進的対話」を行うことが合意された。これを受けてCOP22 された。COP21では2023年から開始されるグローバルストックテークの試行のよ |OP23ではルール交渉や資金問題と併せ、2018年の促進的対話についても議論

get there?)を取り上げ、90ページ図6の準備段階と図7の政治段階で構成される。 状 (Where are we?)、目標 (Where do we want to go?) 及び達成方法 (How do we 特定の国を取り上げて批判するようなことはしない等とされている。タラノア対話は現 transparent dialogue を意味するもので、建設的・促進的で解決志向のものを目指す、 案がCOP32で了承された。「タラノア」とはフィジー語で inclusive, participatory and

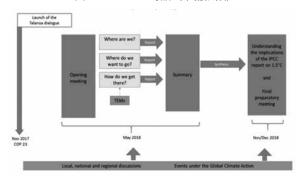
準備段階は2018年5月から12月のCOP24直前まで行われるが、それ以前に各国 地域で議論が開始することが期待されている。5月には様々なアクター(中央政府、

地方政府、民間企業、NGO、研究機関等)からのインプットを受けつつ、議論を行う。 されている。準備段階の議論を要約した報告書はモロッコ、フィジーが作成し、COP が予定されており、「来るべき」IPCC報告書のメッセージを各国が吸収することを促 表することになっているが、5月の準備会合の時点でもIPCC報告書執筆者との対話 ーPCC(気候変動に関する政府間パネル)は2018年9月頃、1・5度報告書を発

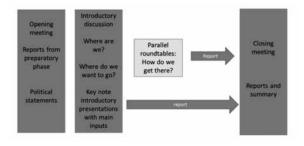
階での議論の報告を踏まえ、特にタラノア対話の目的に焦点を当て、次のNDCにおい

24で開催される政治段階の対話に報告される。政治段階はCOP24で開催され、準備段

### 図6 タラノア対話(準備段階)



### 図7 タラノア対話(政治段階)



とが重視されており、閣僚声明を出すことも一案とされている。 て野心レベルを向上させることを目指すとしている。明確で前向きなシグナルを出すこ

## 8. 米国交渉団の状況

かったが、パリ協定離脱を表明した米国がどのような体制で交渉に臨むのかを見届けた 筆者はCOP23においてルール交渉に大きな進展があるとは最初から期待していな

2017年8月4日、米国務省はパリ協定に関し、以下のステートメントを発表した。

- 本日、米国は国連に対し、パリ協定の規定に基づき離脱可能となった時点でパリ協 働者、国民、納税者にとって好都合な条件が確保されるならば、パリ協定に再び関 定を離脱する旨の意向を通知した。トランプ大統領は米国及び米国のビジネス、労
- 米国は経済成長、エネルギーセキュリティを推進しつつ、排出削減をするバランス

与 (re-engage) する用意がある。

ギーアクセス、セキュリティが重視されていることを踏まえ、クリーンかつ効率的 じて温室効果ガス排出量削減を続けるとともに、多くの国のNDCにおいてエネル な化石燃料の利用、再生可能エネルギーその他のクリーンエネルギーへのアクセス のとれたアプローチを支持する。米国はイノベーション、技術ブレークスル

米国は国益を守り、将来の政策オプションを残しておくため、COP28を含め国際 的な気候変動交渉に参加する。パリ協定実施の詳細ルールに関する交渉にも参加す

に関

じ、他国を支援する。

非現実的であることは既に述べたとおりであり、米国政府も再交渉を含意するような言 なく、再関与 (re-engage) という表現が使われていることである。パリ協定の再交渉が ランプ大統領の離脱演説にあった交渉(negotiate)、再加入(reenter)という表現では 興味深いのはパリ協定離脱というトランプ大統領の方針を再確認しつつも、 6月のト

い方を避けたのかもしれない。

半から減少させている。2000~2014年で米国はC0゚排出量を18%減少させた。 これは政府の規制ではなく、米国の民間セクターのイノベーションと技術で実現させた で他国に謝る点は全くない。パリ協定が署名される前、米国はCO゚排出量を90年代前 ている。トランプ大統領の離脱演説の後、プルイットEPA長官が「環境保全と言う点 打ち出している。確かに米国は技術開発を通じてシェールガス革命を起こし、エネルギ ーコストの低下、経済成長、石炭からガスへの転換を通じた温室効果ガス削減を実現し 安全保障、温暖化防止の三つのバランスを重視し、イノベーションを重視する姿勢を また2番目のパラグラフでは、G20サミットコミュニケと同様、経済成長、エネルギ

脱を表明したパリ協定の詳細ルール交渉に参加するというのは整合性を欠くように思わ すると表明した点である。ティラーソン国務長官が米国の国益の観点から交渉のテーブ ルについていた方がよいとの理由でパリ協定残留を主張していたことを想起させる。離 注目すべきは米国がパリ協定の詳細ルール策定を含む国連温暖化交渉に引き続き参加

ものだ」と豪語したのも全く根拠のないものではない。

れるが、米国の関係者によればトランプ大統領の関心事はオバマ大統領の設定した目標

デヴィッド・バンクス特別補佐官やティラーソン長官麾下の国務省はパリ協定詳細ル らざるものがあり、パリ協定詳細ルール交渉に背を向けることなく、引き続き参加する 然ながらAPAでの交渉にも参加できる。ホワイトハウスでパリ協定残留論を展開 脱できるのは早くて2020年11月であり、それまではパリ協定締約国であり続け、 細ルール交渉など関心がないということだ。 のキャンセルと資金拠出の停止の2点のみであり、パリ協定の内容も知らず、 という意図があるのではないかと思われる。いずれにせよ、米国の影響力は端倪すべか ルが途上国に有利なものになり、米国の離脱を更に後押しすることになることを防ごう またパリ協定の規定上、米国が同 まして詳 協定を離

らブッシュ、オバマ政権を通じて一貫して交渉に関与してきたトリッグ・タリー国務省 政権の政治任用スタッフ、議会関係者等である。オバマ政権の時のように気候変動特使 という特別なポジションを設けることはせず、事務方のヘッドはクリントン政権時代か れたものとなった。うち国務省のキャリア交渉官は16名程度であり、その他はトランプ |OP23での米国代表団の規模は50名弱とオバマ政権に比して3分の1以下に縮小さ ことはポジティブなニュースである。

渉に余計な予算はつけないということであろう (ただし後述のように「もう一つの米国」 部長が務めた。政治任用ではバンクス大統領特別補佐官、フランシス副大統領補佐官他 のパビリオンは設置された)。 スペースを占めて開設されていた米国パビリオンは今回は設置されなかった。 他国の動向等をウオッチするために来ていたのであろう。またオバマ政権時には大きな が参加していたが、彼らは交渉そのものは行わない。交渉の雰囲気、米国への風当たり、 温暖化交

交渉団の規模は縮小されたが、米国代表団は米国からみて重要なイシュー(透明性フ



判するようなことはしなかった。一時、 オバマ政権時とほとんど同じラインで 確保等)については要所要所できちん ある。他の締約国も米国を名指しで批 と発言していた。発言内容だけ聞けば、

パリ協定離脱を表明した米国が交渉を

環境NGOはそうではなかった。反トランプ感情の強いドイツの国情を反映し、



米国は建設的に交渉に参加して

プ大統領の離脱表明はともかく、 もあるのかもしれない。「トラン ているのに安心したということ

を貶めるようなことはなかった 交渉の場で他の締約国が米国

受け止め方であったようだ。 いる」というのが交渉関係者の

OP23と同時期にボンで開催されたカーニバルにはトランプ大統領のマスクをかぶった 人物が北極グマと行進するパフォーマンスがお目見えした。米国政府はCOP23の2週

96

引っ繰り返そうとするのでは

いかとの懸念も一部にみられた

が、

米国が淡々と交渉に参加し

greed(あなたは自分をアメリカ人と称するけれど、あなたの貪欲さは丸見えだ)」と大 Bless the USA の節で「So you claim to be an American, but we see right through your 補佐官は「このイベントが論議を呼ぶのは、(環境関係者が)頭を砂に突っ込んで世界の 斉に退場し、会場の半分は空席となった。イベントに登壇していたバンクス大統領特別 部分が環境NGOの活動家であった。彼らは米国政府のプレゼンが始まると、God たのも環境NGOであった。このような行動は主義主張の如何にかかわらず、批判され け、ブッシュ政権が京都議定書から離脱した直後の全体会合では大声でブーイングをし クリントン政権時、米国の交渉態度がけしからんとの理由で国務次官の顔にパイをぶつ エネルギーシステムの需要に目を向けていないからだ」と述べている。思い起こせば、 声で歌い、イベントの進行が一時中断することとなった。彼らは騒ぐだけ騒いだ後、 イドイベントを開催した。このイベントには開催前から長蛇の列ができたが、その相当 目の冒頭、 「温暖化防止における化石燃料のクリーンな利用と原子力の役割」と題するサ

てしかるべきであろう。

## 9. 二つの米国

are still in the Paris Agreement、に署名した地方政府の首長、大学、企業関係者等のグ の連邦政府であるが、もう一つはトランプ大統領のパリ協定離脱宣言に反発し、、We COP23の会場には「二つの米国」が存在した。一つはいうまでもなくトランプ政権





ォルニア州知事

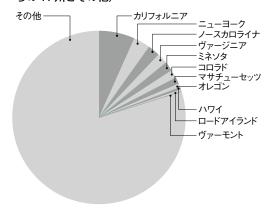
Action Center と名付けたパビリオンを

設置し、ジェリー・ブラウン・カリフォ

る。彼らはCOP会場に US Climate Agreement には9州知事、243市長 323大学、1700企業が参加してい ループである。We are still in the Paris

大統領等が次々に登壇し、盛んな拍手を グ元ニューヨーク市長、アル・ゴア元副 ルニア州知事、マイケル・ブルームバー

### 図 8 州別排出量割合 (US Climate Alliance 参加州のうちの 11 州とその他)



ではクリントン候補が勝利 体の20%程度にとどまる(図8)。 と言われるが、 GDPは7兆ドル (14州とプエルトリコ自治連邦区)の合計 S カロライナ州を除き、 Climate Alliance 1・2億人 CO<sup>2</sup>排出量比は米国全 (米国総人口 (米国GDPの の 全て大統領選 した州である。 参 加 の 36 15 40 ま \*\<u>\</u> 州 た %

ある。 事が名を連ねる US Climate Alliance がシアティブとしてブラウン知事ら14州知浴びた。またこれと密接に関連するイニ

14 https://www.usclimatealliance.org/

(COP23 後に、メリーランド州が US Climate Alliance に参加。2018年1月現在、15州とプエルトリコ自治連邦区の16州等が US Climate Alliance に参加。)

# 10. ハイレベルセグメント

定離脱に対抗する欧州2大国の存在感を示した。メルケル首相、マクロン大統領のステ パリ協定の生みの親フランスからはマクロン大統領が参加し、トランプ大統領のパリ協 の中で各国が何をPRしたいかがよくわかる。中でも開催国ドイツからはメル グメントが行われる。これは各国の「美人コンテスト」のようなものであり、 トメント概要は以下のとおりである。 COPの2週目は各国の環境大臣が次々にステートメントを読み上げるハイレベル ケル首相、 短い時間

### メルケル首相

気候行動計画2050を採択し、2020年、 合させているが、目標達成は容易ではない。 2030年、2050年の目標を整

連立協議において気候変動は最重要分野である。石炭については、 ドイツのような先進国であっても相克が存在する。 雇用も関係し、

- トランプ大統領はパリ協定脱退を表明したが、米国の自治体や企業のアライアンス がパリ協定へのコミットメントを示していることを歓迎する。
- 気候変動対策を進めることにより、経済成長にもつながる。再エネは、エネルギー ミックスにおける最重要の柱。再エネ補助金は不要となっており、経済的・商業的

に有効なものとなってきている。

- 2020年までに官民あわせて1000億ドルの先進国によるコミットメントを実 現するため、ドイツは公的ファイナンスを倍増する。
- 途上国の適応に関する支援として、14億ユーロを2016年に表明しており、今年
- NDCがあっても2度目標、1・5度目標の達成は難しいが、パリ協定はあくまでも スタートポイント。いろいろなチャレンジがあるが、真剣に気候変動の取り組みを (2017年) 更に1億ユーロを追加する。

進めていくべきである。

## マクロン大統領

- パリ協定は出発点にすぎない。 多くの人々が生き残れない。 我々は3度の温度上昇ラインにおり、このままでは
- 科学的情報は重要であり、 IPCCの活動が脅かされているが、欧州がこれを補填する。 、IPCCはその主要な一部。米国の拠出停止によって、
- 今年(2017年)の12月に官民資金を動員するための具体的計画に関する会合を 開催する。
- フランスの四つの優先分野は、①再エネの展開を支えるためにEU域内の送電線の の野心の低い国とは貿易交渉をしないこと、④エネルギー貯蔵、である。 の輸入に対する国境税を導入すること、③貿易政策と環境目標を統合し、気候変動 国際接続を強化すること、②炭素価格を引き上げ、温暖化防止を支持しない国から
- ・全ての石炭火力発電を2021年までに閉鎖するコミットメントを表明した。近々 採択される新法では、先進国で初めて全ての化石燃料の採掘を禁止する。
- 原子力発電の比率を下げた場合に、その代わりに石炭火力を使わないようにするた

め、コーディネーションが必要になる。

運輸部門においても温室効果ガス削減のための税制改正を検討しており、今後20年 間に温室効果ガス排出につながる自動車を撤廃することをコミットした。

ブッシュ (ジュニア)政権の際に政治任用のポーラ・ドブリアンスキー国務次官とジム・ シャノン次官は政治任用ではなく、キャリアの外交官であり、温暖化交渉の経験もない。 米国代表団の閣僚級ヘッドとして発表されたのはトマス・シャノン国務次官であった。 さが違う。しかもシャノン次官は家庭の事情で急遽、出張をとりやめることになり、代 コノートンCEQ(Council on Environmental Quality)議長が代表団を率いたのとは重 たプルイット長官がCOPに来ることとなればその波紋は大きい。それを意識してか、 ことであればプルイットEPA長官ということになるが、パリ協定離脱の原動力となっ 米国から誰がハイレベルセグメントに参加するかは注目点であった。環境大臣という

読をしたのがジュディス・ガーバー国務次官補代理であった。彼女もキャリア外交官で

あり、国務省で温暖化以外の地球規模課題を担当してきた。そのステートメント概要は

# 以下のとおりであり、これまでの政権のラインをなぞったものとなった。

- ガーバー国務次官補代理 トランプ大統領はパリ協定から離脱を表明したが、 米国に有利な条件で再加入する
- 米国はクリーンエネルギーとイノベーションのリーダーであり続ける。

可能性をオープンにしている。

- Affordable(経済的)で信頼できるエネルギーへのユニバーサルアクセス、エネル ギー効率とエネルギー安全保障を実現する競争的市場を重視する。
- 地球のエネルギーミックスの現実を考慮し、緩和、経済発展、エネルギーセキュリ

ティのバランスをとったアプローチを支持する。

- 米国は過去10年に15%の経済成長と11・5%の排出削減を実現してきた。これは官 民協力によるイノベーションによるものである。
- 他国と協力しつつ、気候変動とエネルギーセキュリティの目標に貢献する幅広い技 術の開発、導入を推進する。
- 中国、インド等との二国間協力やクリーンエネルギー大臣会合等の多国間協力を実

施している。アフリカのエネルギーアクセスにも貢献している。

- ルギ 各国が自国の実情を踏まえ、適切なエネルギーミックスを決めるべきであり、 一源にかかわらず、クリーンで効率的な発電技術を支持する。 エネ
- 米国は引き続き、UNFCCC(国連気候変動枠組条約)の下で他国と協力する。

# 脱石炭火力連合(Powering Past Coal Alliance)

心は交渉の外で発表される様々なイニシアティブやイベントに向けられた。そうした中 で大きな注目を集めたのが英国、 あっても地味であり、 |OP23ではルール交渉と促進的対話が主な交渉項目であったが、これらは重要では 内容よりも手続きに関する議論が中心であるため、マスコミの関 カナダの主導によって発足した脱石炭火力連合

マッケンナ環境大臣の主導により、 OP23も終幕に近い11月17日、英国のペリー気候変動・産業担当大臣とカナダの 脱石炭火力を目指す27の国・地域が参加する

(Powering Past Coal Alliance)

である。

<sup>15</sup> https://www.canada.ca/en/services/environment/weather/climatechange canada-international-action/coal-phase-out.html



Powering Past Coal Alliance 発足会合(前列右よりマッケンナ加環境 大臣、ペリー英気候変動・産業担当大臣)

参加国はアルファベット順に以下の27カ国・地域である「CCS)設備を伴わない石炭火力を段階的に廃止する必要がある」という試算を根拠に、炭素回収・する必要がある」という試算を根拠に、炭素回収・時蔵(CCS)設備を伴わない伝統的石炭火力の段階的廃止、CCS設備を伴わない伝統的石炭火力の段階的廃止、CCS設備を伴わない石炭火力へのファ階的廃止、CCS設備を伴わない石炭火力へのファーでは、SC(超臨界)はおろか、USC(超々臨を指し、SC(超臨界)はおろか、USC(超々臨界)も現在開発中の一GCC(石炭ガス化複合発電)を加国はアルファベット順に以下の27カ国・地域で参加国はアルファベット順に以下の27カ国・地域で参加国はアルファベット順に以下の27カ国・地域で参加国はアルファベット順に以下の27カ国・地域で参加国はアルファベット順に以下の27カ国・地域で参加国はアルファベット順に以下の27カ国・地域で参加国はアルファベット順に以下の27カ国・地域である。

Powering Past Coal Alliance の発足会合が行われ

が……)、COP24までに参加国・地域を50に増加させるとしている。 あり(国としてのカナダと、カナダの各州が両方入っているのはダブルカウントである

ジーランド、ニウエ、加オンタリオ州、米オレゴン州、ポルトガル、加ケベック州、ス フランス、イタリア、ルクセンブルク、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ニュー ア州、カナダ、コスタリカ、デンマーク、エルサルバドル、フィジー、フィンランド、 イス、英国、加ヴァンクーバー市、米ワシントン州。 加アルバータ州、アンゴラ、オーストリア、ベルギー、加ブリティッシュ・コロンビ

の石炭火力設備容量のシェアは世界全体の2~3%程度にすぎず、石炭火力のシェアが を表明済みであり、それ以外の国はそもそも石炭火力をほとんど使っていない。参加国 に石炭火力のシェアが比較的高い国もあるが、これら諸国は既に石炭火力の段階的廃止 これら27カ国・地域の中には英国(9%)、カナダ(8%)、オランダ(32%)のよう

高く、これからエネルギー需要が急増する中国、インド、アセアン諸国、南ア等はもと

より、 も参加していない(ドイツでは石炭火力をめぐって連立協議がもめている最中であった。 欧州でも石炭依存の高いポーランド等の東欧諸国や環境先進国を自任するド 1

安易に脱石炭連合に入るわけにはいかなかったのだろう)。

るが、石炭を使うな、では話にならない」と言う。2017年11月14日の東アジアサミッ 有量の多い石炭は有無を言わせず排除する対象でしかない。しかし、筆者がアジア諸国 策でいうところの三つのE(エネルギー安全保障、経済効率、環境保全)のバランスで ンな利用の重要性が明記されている。 ト首脳会合議長声明には以下のようにエネルギーアクセスと低廉な供給と石炭のクリー の環境負荷については十分承知しているが、「石炭をクリーンに使え、 というならば に電気を届けることは温暖化防止よりもはるかに重要なミッションである。彼らも石炭 のエネルギー政策担当者から聞く現実は大きく異なる。彼らにとって無電化地域の国民 はなく、1E(環境保全)のみなのだから、そのポジションは単純明快であり、 COPに集まる環境関係者は温 !暖化防止を至高の価値ととらえている。 エネ ル 炭素含 ギ わ

16 http://asean.org/storage/2017/11/Final-Chairmans-Statement-of-the-12th-EAS 2.pdf

政

質の高いインフラとエネルギー市場を透明で競争的なものにするとともに、エネ 8 エネルギー効率、低排出の化石燃料としての天然ガス利用強化を含むよりクリー 要性を再確認した。この観点で我々は再生可能エネルギー、クリーンな石炭技術、 ルギーアクセスの改善と低廉なエネルギー価格に向けて努力を継続することの重 ンで効率的な化石燃料等のクリーンエネルギーを推進することの重要性に留意し 我々は地域のエネルギーセキュリティと持続可能性の課題に対応するため、

ば、この東アジアサミット首脳会合議長声明で石炭のクリーンな利用の推進が謳われて 拡大の中心となるアジア太平洋地域のエネルギー関係者の認識には大きな乖離があるよ いるのはしごく常識的な考え方であるが、COPにおける論調と今後のエネルギー需要 エネルギー安全保障と経済効率(低廉なエネルギー供給を含む)と環境保全を考えれ

Climate Action Network(CAN)がCOP会期中毎日選定する「化石賞」であろう。こ 「見世物としてのCOP」としての側面を最も体現しているのが国際環境NGOの

れは彼らの目から見て温暖化防止や温暖化交渉に後ろ向きな国に与えられるものである。

COP23開催中の主な受賞国、授賞理由は以下のとおりである。

11月7日 豪州(州政府が石炭鉱山を許可)

フランス (原子力依存度低下目標の延期)

8日 9日

な利用、原子力の扱い等)

日本(日米戦略エネルギーパートナーシップにおいて化石燃料のクリーン

13 日 ノルウェー(北極海石油開発を推進)

米、豪、加、EU(ロス&ダメージの議論に後ろ向き)

ドイツ(2017年排出量上昇と2020年目標未達の可能性)

豪州(ロス&ダメージの議論に後ろ向き)

14 日

11日



15 日 アラブグループ、インド(世銀に化石燃料プロジェクトの融資を要請) ブラジル (沖合石油開発への補助金付与) 米国には特大(Colossal)化石賞(パリ協定離脱、ボン交渉を阻害)

この授賞理由を見れば、授賞側であるCANが化石燃料、原子力を徹底的に敵視して 力依存度低下の年限を先延ばししたのだが、それが化石賞授賞理由に いることがわかる。フランスは温暖化目標を着実に達成するため、原子

各国の政策アジェンダは温暖化防止だけではなく、エネルギー安全保障 本が化石賞を受賞するたびに大騒ぎする傾向があるが、化石賞受賞はむ GOからの批判を意に介することはなかった。日本のマスメディアは日 石賞を何度となく受賞したが、一つのE(環境保全) しか考えない環境N も経済成長も考えねばならない。筆者も温暖化交渉に関与している際、化 なっているのである。まして脱石炭火力連合の項において述べたように、 しろ交渉団が国益のために頑張っている証左ととらえるべきであろう。

# 13. COP3の評価と今後の展望

ケージでなければ解決するものではないと考えている。 担を抑制したい先進国」の対立である。この対立は非常に根深いものがあり、全体パッ 出したい途上国」と「共通のフレームワークの下で途上国にも緩和努力を求め、支援負 分論を維持し、緩和関連の負担を最小限にし、あらゆる局面で先進国からの支援を引き 今回のCOP23をどう評価するか。既に述べたように、COP23の大きな構図は「二

表団の存在感が低下することを狙ったという側面もあるだろう。 の戦略であった。LMDCがこの局面で攻勢に出た背景はパリ協定離脱表明により米代 特に先進国と最も対立関係にあるLMDC(有志途上国グループ、74ページ図4参照) 背景は、資金面や2020年緩和目標の進捗面で先進国を守勢に置こうとする途上国、 COP3においてプレ2020年問題、第9条5項問題、 適応基金問題が急浮上した

の排除)については引き続き、積極的に関与していた。先進国はLMDCをはじめとす COP23で米代表団は規模を縮小したものの、米国にとって重要な事項(特に二分論

アンブレラグループを中心にこれを補っていくことが重要である。LMDC等の途上国 なところで途上国に「腰折れ」する傾向がある。先進国は横の連携をしっかりと保って る途上国の攻勢に一致した対応をしており、今のところ、EUとアンブレラグループ いく必要があろう。特にパリ協定離脱を表明した米国の存在感が低下することがあれば、 (UG)の離反は見られないのは良い材料である。しかし過去の経緯を見ればEUは大事

定離脱が現実のものになるばかりか、仮に民主党に政権交代したとしても戻ることが難 下の間隙をぬって二分論を体現した詳細ルールが出来上がれば、いよいよ米国のパリ協

が主張している二分論に最も強く対峙してきたのが米国であった。仮に米国の存在感低

といった手続きに関するものであり、内容面の収斂は見られない。結論文書に添付され ル .ノートをテークノートし、両議長が2018年4月にリフレクションノートを出す]

「OP23の合意内容は、「詳細ルールに関するこれまでの議論をまとめたインフォーマ

り、交渉のベースにはなり得ない代物である。2018年4月に両議長が出すリフレク たインフォーマルノートは各国の立場を全て盛り込んだ250ページを超えるものであ

113

ションノートが交渉テキストの形態をとるかどうかも不明である。仮にリフレクション とになっており、分量が膨らむ可能性も十分にある。これはマラケシュ合意、カンクン ノートが交渉テキストの形になったとしても、加盟国がコメント、提案を追加できるこ

合意、パリ協定を作っていく過程で辿った道に他ならない。

恐らくは秋に追加会合が行われる可能性が高い。しかし交渉会合が1回増えたからと 会合と12月のCOP24の2回でルールを合意することは至難の業であり、両会合の間、 すことが必要になってくる。 いって合意が容易になるわけではない。交渉テキストが肥大化する中で、いずれかのタ イミングでCOP24議長国ポーランドが落とし所を注意深く見極めた議長テキストを出 れる補助機関会合で行われる交渉は非常に大変なものになるだろう。常識的に考えて同 したがって共同議長のリフレクションノートを踏まえ、2018年4~5月に開催さ

ランドがCOPを主催するのは初めてではない。2008年にはポズナンで、2013年 意された際には議長国フランスが老獪な外交テクニックを駆使し、合意を導いた。ポー 問題はポーランドがそのようなリーダーシップを発揮できるかである。パリ協定が合



期待されている。議長国としての責任は前の2回よりも比較にならないほど大きいのだ。 を得るCOPとは目されていなかった。これに対してCOP2では詳細ルールの合意が にはワルシャワでCOP議長を務めている。しかしポズナンもワルシャワも大きな合意

ポーランドはEUの温暖化政策議論の中で特殊な位置づけを占めている。ロシアへの

ガス依存に大きな懸念を有しているポーランドにとって潤

沢な国内石炭資源の活用はエネルギー安全保障上、不可欠 ポーランドの議長の下で詳細ルールを決められるか疑いの 境関係者の間でポーランドの評判は必ずしも芳しくなく、 欧諸国の兄貴分としてこれに抵抗してきた。したがって環 国が野心レベルの引き上げを主張する中でポーランドは東 エネ目標、省エネ目標が議論されるたびに、西欧、北欧諸 である。このため、EU域内で温室効果ガス削減目標や再

目をもって見ていると言っていい。COP24議長のシシュ

コ環境大臣の片腕として会合を仕切るのはトマス・クルシ



まく仕切れるか、注意を要する。 強引な議事運営が目立った。議事の進め方をめぐってしば しば議事がストップする国連交渉の胸突き八丁の局面をう

チョフ前SB-議長と目されている。彼はSB-議長の際

予想していたところ、予想以上に早く2016年に発効したため、前倒しで設定された ものである。京都議定書の場合、詳細ルール交渉がマラケシュ合意の形で決着するのに あり、2018年合意というタイムスケジュールは、2020年直前のパリ協定発効を 崩壊するわけではない。パリ協定は2020年以降の枠組みを想定して作られたもので 018年にルールの最終合意ができないとパリ協定体制が のモメンタムが削がれることになるからである。しかし2 P25での合意を前提にしたとたん、COP24に向けた議論 でこの可能性を表立って口にする者はいない。今からCO に合意できない可能性も排除できない。もちろん、現時点 このため、COP24においてガイドライン、モダリティ

5年かかっている。なお、2019年のCOP25の議長国は交渉巧者なブラジルである。 京都議定書のような厳格なルールではなく、軽微かつ柔軟なルールで十分だという考え れたが、パリ協定の場合、目標値が法的義務ではなく、罰則的規定もない。したがって が条約上の義務であり、罰則的規定もあるため、非常に厳格で詳細なルールが必要とさ ·ちろん、COP24での最終合意は可能だという見方もある。京都議定書では目標値

微なルール、先進国には厳格なルールを主張するだろうが、これは米国をはじめ先進国 なものになる可能性はあるが、そうした形で皆が納得するのは2018年ではなく、 にとってとても受け入れ可能なものではない。最終的には当初想定に比べて軽微・簡便 なってしまうことには環境関係者から強い批判を招くだろう。途上国は自分たちには軽 いよ2020年を目前にした2019年のCOP25である可能性が高いのではないか。 ·かしパリ協定に対する期待値の高さを考えれば、詳細ルールがあまり軽微なものに

は決着し得ない。例えば先進国は途上国支援を強化する代わりに、途上国は先進国と全

冒頭に述べた大きな対立構図はすぐれて政治的なものであり、単独で

ずれにせよ、

だろう。米国が資金援助に背を向ける中で、途上国支援を交渉材料にした決着は決して たと考えれば非常にわかりやすい。そして彼らの試みはある程度奏功しているといえる としたのは、最終パッケージの中心軸を自分たちに有利なものにするための戦略であっ ルが必要になる。その意味で今次COPで途上国が様々な資金問題を主張し、 く同じではないにせよ、類似した厳しさのレビューを受け入れる等のパッケージディー 継続検討

## 14. 日本の課題

容易ではないと思われる。

意すべき点について触れておきたい。 最後にCOP23の結果、COP24の見通しを踏まえ、日本の政府、 産業界の課題と留

## 見本市化・美人コンテスト化するCOP

今回のCOPで強く感じたことは、国際交渉が詳細ルール作りに専念する一方で、 玉

幅広いステークホールダーの参加を奨励している。トランプ大統領のパリ協定離脱表明 際交渉外の様々なイニシアティブ、キャンペーン等が注目を集めるようになってきたこ 府と反対方向のキャンペーンで存在感を示しているのはその一例だ。 に反発し、米国の地方政府や大学、企業が We are still in の旗印の下に集まり、連邦政 とだ。前述の脱石炭火力連合などはその典型である。またパリ協定は各国政府ではなく、

国際枠組みの下で拘束的な目標値を設定することは不可能なので、目標設定は各国に

定の考え方であり、早晩、詳細ルールが出来上がれば、COPは各国政府や非政府ステ 委ね、国連はそのプロセス(目標設定、報告、レビュー)を管理するというのがパリ協 ークホールダーが自らの貢献をプレゼンする「見本市」「美人コンテスト」のような性格

になっていくと思われる。プレッジ&レビューは一度出した目標はきちんと守らないと

が、目標値の設定水準についても国際的なプレッシャーがかかり、「高い目標を設定しな 罰則はなくとも国際的に面目を失うという「name and shame」に立脚したシステムだ いと恥ずかしい」という仕掛けもビルトインされている。グローバルストックテークや

そのプロトタイプであるタラノア対話において、1・5~2度目標を達成するためには 119

「のNDCでは全く足りないというメッセージが繰り返し出されることになるだろう。

筆者は各国政府がグローバルストックテークやタラノア対話で強調される削

条件の中でいかに「良い格好」を見せるかは、結局のところ、各国の国内問題というこ 力にどの程度対応するのかは各国の置かれた事情により千差万別であろう。様々な制約 ば各国に内外から目標引き上げのプレッシャーがかかることは間違いない。こうした圧 政治的にサステイナブルとは思えないからである。とはいえ、ギガトンギャップが出れ 技術(間欠性のある再エネを補うためのバッテリー技術等)が十分に安いものにならな に上げるとは思っていない。目標引き上げを支える非化石エネルギー技術及びその周辺 ギャップ(しばしば「ギガトンギャップ」と呼ばれる)に対応して自国のNDCを大幅 い限り、 膨大なコストを負って温暖化防止に取り組むことには国民の支持が得られず、

## 美人コンテストに弱い日本

問題は各国の置かれた状況や削減コストが異なるにもかかわらず、環境NGOやシン

減量

思われることである。削減目標26%の根拠となったエネルギーミックスも日本の置かれ えに身の丈を超える目標値を提出し、その達成のために自縄自縛になるリスクが高いと がロジカルな対応だが、真面目な日本はボトムアップで策定された26%目標を自分で 点のエネルギー価格、再エネコスト等を勘案して新たな均衡解、削減目標を追求するの る。26%目標の根拠となったエネルギーミックスの状況が変わったのであれば、その時 電力料金の高騰、産業競争力の低下、日本経済へのマイナス影響につながる可能性もあ 再エネをその分積み上げるしかない。これは削減コストを更に引き上げることになり、 なった原子力のシェア20~22%が実現しないままに26%目標達成に固執すれば、省エネ、 米国に比して非常に高い。先般の伊方原発に関する広島高裁の仮処分決定の事例にある クタンクが「野心のレベルの引き上げ」をひたすら求める中で、日本はその真面目さゆ ように原発の再稼働、運転期間の延長への道は決して平坦ではない。26%目標の前提と た状況を考えれば非常に野心的なものであり、その達成のための限界削減費用もEUや ・ップダウン目標に転化させ、自分の首を絞めてしまう可能性があるのだ。

現在のような状況で26%目標の更なる引き上げは非現実的でしかないが、

2050年

環境NGOや環境シンクタンクがしばしば日本を狙い撃ちするのは、そういう日本の弱 80%減目標から逆算すれば、2030年26%減では足りないとか、タラノア対話の結果 を反映すべきだ等の理由で更なる目標引き上げを主張する議論が国内で出てくるだろう。

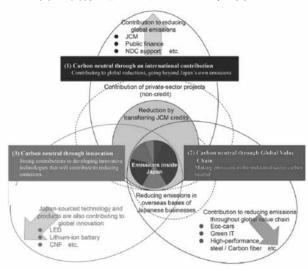
点を計算しているからに他ならない。

流されず、足元の状況をしっかり見据え、現実的な対応を考えねばならないのである。 減目標ではない。パリ協定が美人コンテスト化するからこそ、日本は雰囲気やムードに 技術開発目標であるべきであり、京都議定書以来、温暖化論議を支配してきた空虚 十分競争的で利便性の高いものになって初めて実現するのである。日本が目指すべきは 大幅削減は野心的な目標設定でもたらされるものではない。 大幅削減に必要な技術が

## 国境を超えたアプローチの対外PR

炭素プラットフォームに盛り込まれた「三本の矢」(図9)の考え方を国際的に提唱 いくべきである。現在、国連で行われている議論は、生産ベースの国内排出量削減、各 タラノア対話には様々なインプットが慫慂されている。日本の政府、産業界は長期低

### 図9 国境を超えたアプローチの三本の矢



に 献」「優れ てて 業バウンダリ ル 行き詰まることは明らかである。 れ 産 かつて日本 なアプロ 貢献」の考え方は よる貢献」「イノベーションに Ċ サプライチェ ]連枠組 いた国 ſ١ バウンダ I る た技 ン技 1 宣連枠組1 は チ み を提供す これ ij の中に位置づけようと 術 術 セクタ 内 I ĺ 0 中 国 では みとは異 ンに供給すること 海 内 の するもので 削 丙 蕳 外 I の 移転 排出 別 遅 減 財をグロ 削 に ァ か 減 焦点 なる 削減 プ れ早 とら ょ あ 新 を ょ る ゕ I 当 る ħ 産

その分を日本の削減量としてカウントすることにもこだわるべきではな 対する国が出てくるもので、「三本の矢」を国連の枠組みやルールに反映させることにこ なく、多様なセールスポイントを用意した方がよいということだ。 からである。パリ協定体制が美人コンテストになるならば、 下で各国が自国の削減実績をPRしたい中で、そのような試みが奏功するとは思えな だわるべきではない。日本の貢献を透明性のある方法で試算し、対外PRすれ 努力したが、うまくいかなかった。 国連交渉ではどのような考え方を提示しても必ず反 国内排出削減一点のみでは ι, ۱۴ ればよ リ協定の ſ١

### 石炭悪玉論への対応

問票等を送り、石炭分野へのエクスポージャーに応じて○×をつけるようなことをして ンに代表される石炭悪玉論の尖鋭化である。環境NGOは様々な投資家や金融機関 今次COPで目立ったのは脱石炭火力連合の発足や、環境NGOの反石炭キャンペー に質

リーンコール技術を移転している日本は槍玉にあがり、

日本経済新聞「温暖化対策

中

いる。原子力発電再稼働の遅れにより石炭火力新設プロジェクトが存在し、途上国にク

<sup>18</sup> https://www.nikkei.com/article/DGXMZ023385710R11C17A1EA1000/19 https://www.nikkei.com/article/DGXMZ023658370Y7A111C1000000/

炭火力推進の日本に『奇異』の目」、毎日新聞「COP23閉幕 石炭火力で温度差拡大」、 印急ピッチ―ゴア米元副大統領に聞く 日本は石炭火力支援やめよ」「COP23閉幕

確にクリーンコール技術を位置づけている国がある。 ミット首脳会合議長声明にあるように、アジア諸国が自国の経済発展のためにクリーン 京新聞 [温暖化対策 な石炭利用を必要としているのは明らかだ。インドに代表されるようにNDCの中で明 かし、こうした批判は1日 日本50位 C O P 23 (環境保全)に基づく一方的なものである。東アジアサ 脱石炭火力の流れに乗れず」等が報じている。 ならばCOPの場で石炭叩きがプ

ネ 当局と温暖化交渉当局のコミュニケーションの悪さが原因なのかもしれない。 ミックスにおける石炭の位置づけとクリーンコールテクノロジーの役割についてもっと 声をあげるべきではないかと思う。1Eしか考えない陣営からの批判を恐れて3E(エ レーアップされる中で彼らはなぜ黙して語らないのだろうか。各国内のエネル ル ギー安全保障、 .のサイドイベントなどでアジア諸国のエネルギー政策担当者が自国のエネルギ 経済効率、 環境保全)を重視する政策当局が「やましき沈黙」を守 ハギー 筆者はC -政策

る

)のでは、COP交渉の場と現実世界の乖離は広がるばかりだろう。米国は中国、

20 https://mainichi.jp/articles/20171119/k00/00m/040/075000 21 http://www.tokyo-np.co.jp/article/world/list/201711/CK201711170200013

ド、フィリピン、インドネシア、豪州、日本等と共にクリーンコール連合を立ち上げよ ネルギーミックスの中での石炭及びクリーンコール技術の位置づけについて現実的な視 うとしているとの報道がある。脱石炭火力連合が参加国を増やそうとしている中で、 ェ

点を持つ国々も声をあげていくべきだと考える。

む)、再エネを含む広範なメニューの中でクリーンコール技術を位置づけるべきだろう。 提示すべきであろう。したがって省エネ、原子力、化石燃料(クリーンコール技術を含 情に応じた技術ミックスを支援するという幅広いスコープを含む現実的なアプロー という一つの評価軸だけで特定の技術を排除するのではなく、3Eの観点から各国 ただしクリーンコール技術に特化した反論は得策ではない。 重要なことは温暖化 チを の実 防 ΙĒ

# 長期戦略とカーボンプライシング論への対応

年にかけて長期戦略の議論と絡めて内外の環境関係者がカーボンプライシング導入論を 2019年に日本がG20議長国になること等を併せ考えると、2018年から2019 タラノア対話においてギガトンギャップの議論が出てくることが確実視されること、

22 http://www.climatechangenews.com/2017/12/12/trump-seeks-pro-coal-allies-global-push-fuel-grows/

が温暖化防止のコスト負担を忌避している」とのいわれない誤解を防止するためにも、 月)において論じているが、我が国のエネルギーコストの高さ、暗示的炭素価格の存在、 点については21世紀政策研究所「カーボンプライシングに関する諸論点」(2017年7 強めることが見込まれる。炭素税、排出量取引等の明示的カーボンプライシングの問題 ング等の手立てを考えておくことも重要である。 コスト負担の見える化、民間部門が自主的に設定するインターナル・カーボンプライシ 国際競争力、経済への悪影響等、引き続き理論武装・発信が必要になる。また日本企業

### おわりに

されている。 いて私見も交えつつ概観した。2018年には以下のとおり様々なスケジュールが予定 以上、トランプ大統領のパリ協定離脱表明からCOP33に至るまでの国際的動向につ

4月30日~5月10日 補助機関会合+タラノア対話準備段階会合(ボン)

9月12日~9月14日 6月8日~6月9日 Global Climate Action Summit(カリフォルニア州主催、サン G7サミット (カナダ・シャルルボワ)

フランシスコ)

9~10月 — — — PCC (気候変動に関する9月18日~9月30日 国連総会(ニューヨーク)

発出 IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 1・5度特別報告書の

追加交渉会合?

COP24+タラノア対話政治段階会合(ポーランド・カトヴィ

G20サミット (アルゼンチン・ブエノスアイレス)



カトヴィツェ市内



カトヴィツェ大聖堂

ヴィツェはポーランド南部に位COP24が開催されるカト

まま工業生産の増加を図ったたランドが環境への配慮を欠いた世界大戦後、共産体制下のポー世のが発し、出産が関係ののののののでは、一次では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、

どの環境汚染が深刻化し、現在め、カトヴィツェやクラクフな

のだとの見方もある。いずれにせよ、市外から「通勤」を余儀なくされる参加者はかな 域で開催することで石炭オプションを重視するポーランドのポジションを示すためのも による地域振興を狙ったとの見方、更には脱石炭論が吹き荒れるCOPを敢えて石炭地 シティの面で難のあるカトヴィツェが選ばれたのかは不明だが、大きな国際会議の開催 COP24はもっと人数が増えることは確実だ。しかしカトヴィツェ市内のホテル収容能 力は8000人弱だと言われており、既にホテル予約が難しくなっている。なぜキャパ ストックテーキングCOPであったCOP20ですら1万9000人が集まったのだから、 フィエンチム(独語名:アウシュヴィッツ)がある。論点整理や進捗状況の確認をする も水質、大気、土壌汚染問題が存在する。約70キロ東にクラクフ、30キロ南東にオシ

クションノート提出を受けて行われる今年(2018年)の4~5月の補助機関会合の COP24に向けて本格交渉のモメンタムが盛り上がるのか。まずは共同議長のリフレ りの数になるだろう。

雰囲気が注目される。引き続き、状況をウオッチし、報告をしたい。

### 筆者略歷紹介(敬称略)



有馬 純 (ありま・じゅん) 21世紀政策研究所 研究主幹

東京大学公共政策大学院 教授

1982年 東京大学経済学部卒、同年通商産業省 (現経済産業省) 入省。経済協力開発機構日本政府代表部参事官、国際エネルギー機関国別審査課長、資源エネルギー庁国際課長・同参事官等を経て2008~11年、大臣官房審議官地球環境問題担当。 COP に過去12 回参加。2011~15年、ジェトロ・ロンドン事務所長兼経済産業省地球環境問題特別調査員。2015年8月 東京大学公共政策大学院教授。国際環境経済研究所主任研究員、アジア太平洋研究所(APIR)上席研究員、経済産業研究所コンサルティングフェロー、東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA)シニアポリシーフェロー(エネルギー環境)、国際大学客員教授。

著書『私的京都議定書始末記』(2014年10月)、『地球温暖化交渉 の真実-国益をかけた経済戦争-』(2015年9月)、『精神論抜き の地球温暖化対策-バリ協定とその後』(2016年10月)

### トランプ政権の パリ協定離脱表明後の 国際情勢と COP23

2018年3月16日発行

編集 21世紀政策研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館19階

TEL 03-6741-0901 FAX 03-6741-0902

ホームページ http://www.21ppi.org

### 21世紀政策研究所新書 【環境・エネルギー】

地球温暖化政策の新局面 ―ポスト京都議定書の行方(2009年11月25日開催

気候変動国際交渉と25%削減の影響(2010年11月17日開催 何を議論すべきなのか?~エネルギー政策と温暖化政策の再検討~ (2011年7月8日開催

18 09 02

40 36 原子力損害賠償制度の在り方と今後の原子力事業の課題(2014年2月21日開催 新政権のエネルギー・温暖化政策に期待する(2013年3月13日開催

エネルギー政策の課題と産業への影響(2014年7月18日開催

COP2、21に向けた戦略を考える(2014年3月28日開催)

原子力安全規制の最適化に向けて―炉規制法改正を視野に―(2014年8月28日開催

COP21を踏まえた戦略を考える(2016年1月15日開催)

COP21パリ協定とその評価

COP21に向けた戦略を考える(2015年11月10日開催

59 57 56 54 47 45 43

ドイツのエネルギー・気候変動政策の概観とCOP23 パリ協定時代のわが国エネルギー・温暖化対策の展望 トランプ政権のパリ協定離脱表明後の国際情勢とCOP23 (2016年6月20日開催)

21世紀政策研究所新書は、 21世紀政策研究所のホームページ(http://www.21ppi.org/pocket/index.html)でご覧いただけます。

